

# 明治安田DC先進国コアファンド

## (愛称：DC・MYコア)

追加型投信／内外／資産複合  
自動継続投資専用

2023.11.21

### 投資信託説明書（請求目論見書）

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

1. 明治安田DC先進国コアファンド（以下「当ファンド」という。）の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を2023年11月20日に関東財務局長に提出しており、2023年11月21日にその届出の効力が生じております。
2. 投資信託は、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。
3. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
4. 当ファンドに関する詳細な情報は下記のホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。
5. 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資者の請求により交付される投資信託説明書（請求目論見書）です。
6. ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社  
電話番号 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）  
ホームページ（URL：<https://www.myam.co.jp/>）

発行者名 : 明治安田アセットマネジメント株式会社  
代表者の役職氏名 : 代表取締役社長 西尾 友宏  
本店の所在の場所 : 東京都千代田区大手町二丁目3番2号  
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 : 該当事項はありません。

## 明治安田アセットマネジメント株式会社

—目次—

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
1【ファンドの性格】	4
2【投資方針】	14
3【投資リスク】	32
4【手数料等及び税金】	37
5【運用状況】	39
第2【管理及び運営】	66
1【申込（販売）手続等】	66
2【換金（解約）手続等】	67
3【資産管理等の概要】	68
4【受益者の権利等】	72
第3【ファンドの経理状況】	73
1【財務諸表】	76
2【ファンドの現況】	136
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	138
第三部【委託会社等の情報】	139
第1【委託会社等の概況】	139

約款

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

明治安田DC先進国コアファンド（以下「当ファンド」ということがあります。）

※愛称として「DC・MYコア」という名称を用いることがあります。

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

①追加型証券投資信託の受益権（以下「受益権」といいます。）

②当初の1口当たり元本は、1円（1万口当たり元本金額1万円）です。

③当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

### (3) 【発行（売出）価額の総額】

上限 1,000億円

### (4) 【発行（売出）価格】

①取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

②取得申込の受付は、販売会社の営業日の午後3時までとします。なお、当該受付時間を過ぎてからの申込は、翌営業日の取扱いとします。

受益者が販売会社との間で結んだ自動継続投資契約（本届出書において「自動継続投資契約」とは、このファンドについて取得申込者と販売会社が締結する「自動継続投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「自動継続投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。以下「別に定める契約」ということがあります。）に基づいて収益分配金を再投資する場合は、当該収益分配の基礎となった決算日の基準価額とします。

③基準価額は委託会社の営業日に日々計算されます。基準価額は販売会社または下記へお問合わせください。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

※「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除して得た1口当たりの価額をいいます。なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

(5) 【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

(6) 【申込単位】

1円以上1円単位

※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。

※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。

(7) 【申込期間】

2023年11月21日から2024年5月20日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所は原則として販売会社の本支店、営業所等とします。

販売会社については下記へお問い合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787 (受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金（申込金額（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）に申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した額）を、販売会社の指定した期日までに販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社へお問い合わせください。

振替受益権にかかる各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該申込にかかる追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込を受付けた販売会社とします。お申込代金は販売会社にお支払いください。

販売会社につきましては、「(8) 申込取扱場所」をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

①申込証拠金

該当事項はありません。

②本邦以外の地域における発行

該当事項はありません。

③決算日

年1回(2月21日。休業日の場合は翌営業日)

④振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

①明治安田DC先進国コアファンドは、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券へ分散投資し、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を図ることを目標として運用を行います。

②当ファンドは一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りとなっております。

※当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

#### ■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産（ ）
		資産複合

#### <商品分類表（網掛け表示部分）の定義>

##### 追加型

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

##### 内外

目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

##### 資産複合

目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産の各資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル (日本含む) 日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	北米 欧州 アジア	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)
不動産投信	日々	オセアニア 中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合 (株式、債券)資産配分変更型))	その他 ( )	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

**その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券)資産配分変更型))**

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズのものを行います。)を通じて、主として株式、債券に投資し、組入比率については機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものを行います。

**年1回**

目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものを行います。

**グローバル(日本含む)**

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を含む。)の資産を源泉とする旨の記載があるものを行います。

**ファミリーファンド**

目論見書または投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものを行います。

**為替ヘッジあり(部分ヘッジ)**

目論見書または投資信託約款において、一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものを行います。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※当ファンドが該当しないその他の商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

### ③信託金の限度額：上限 1,000億円

※委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

### ④ファンドの特色

- 主として「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド」、「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」、および「明治安田マネープール・マザーファンド」（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を主要投資対象とします。

#### 特色①

主に日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。

- 当ファンドの投資対象国は、主として先進国（日本を含む）※です。投資対象資産は、信用度が高いと考えられる債券および流動性が高いと考えられる株式です。  
※当ファンドにおける先進国とは、原則として FTSE 世界国債インデックスもしくは MSCI-KOKUSAI の構成国、および同指数の参考国のうち、投資対象国として適切と委託会社が判断した国を指します。ただし、投資対象国は将来変更される事があります。

#### 特色②

リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分比率を決定し、当社運用プロセスに基づき資産配分比率を見直します。

- 基本資産配分を原則年1回決定し、定性判断と定量判断により、資産配分比率を機動的に変更します。基本資産配分比率のポートフォリオでは、想定リスクを年率7%以内に抑えることを目指します。
- 市場環境によっては、定量判断※により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行うことがあります。  
※定量判断では、当社独自の価格下落抑制ルールを適用します。

#### 特色③

毎年2月21日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。  
※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

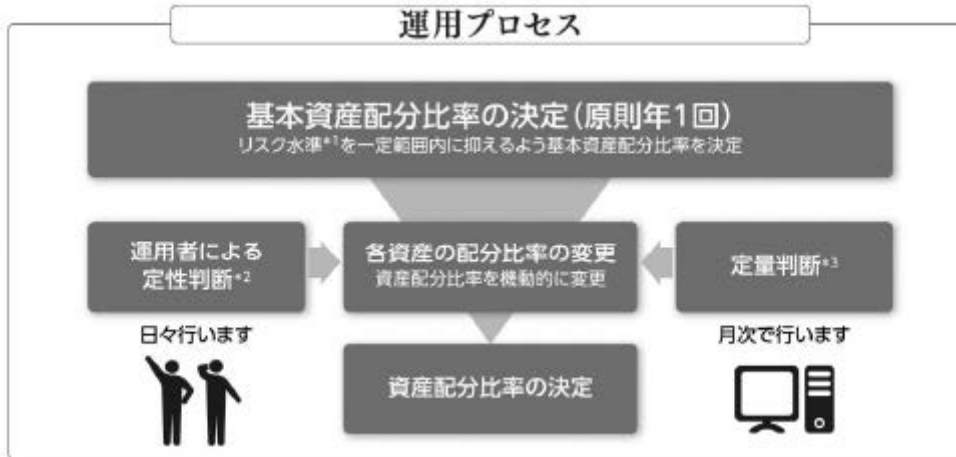
※資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。



■各マザーファンドへの基本資産配分の比率は、当社の投資プロセスに基づいて見直します。

## 当ファンドの資産配分の考え方

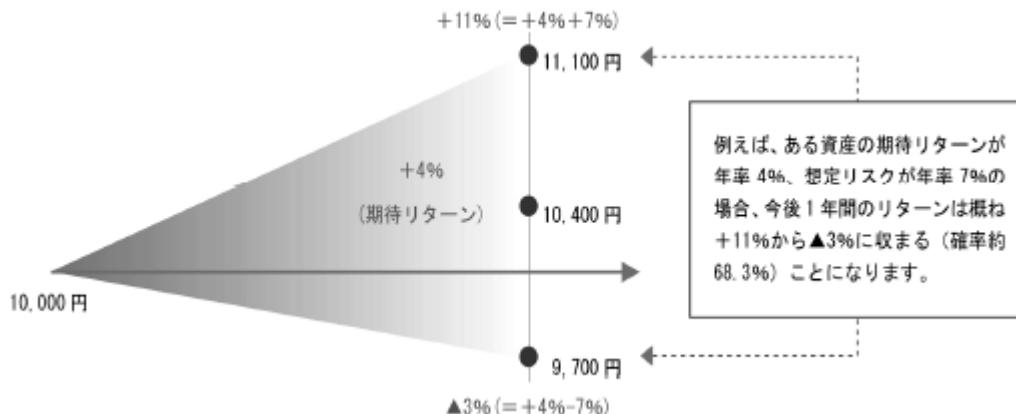
- ◆市場の各局面において一定のリスク水準の範囲内で、より優位と思われる資産の配分比率を高めめます。
- ※市場の局面によって、高リスク資産と低リスク資産の価格の動きは大きく異なります。当ファンドは、市場環境に応じて、基本資産配分比率を基に、機動的に各資産の配分比率の変更を行います。



※運用プロセスは今後変更になる可能性があります。

- \*1 リスク水準とは、各資産の過去の価格データ（インデックス・リターン）を基に算出した将来実現することが予想されるファンドの中長期的なリターンの振れ幅です。当ファンドでは、基本資産配分比率のポートフォリオにおける想定リスクを年率7%以内に抑えることを目指します。
- \*2 世界のさまざまな指標等の動きをもとに運用者が判断を行います。
- \*3 当社独自の価格下落抑制ルールを適用します。

<想定リスク年率7%、期待リターン年率4%と仮定した場合のイメージ図>



※上記のリスクに関する説明は、一般的な概念を示したものであり、当ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。

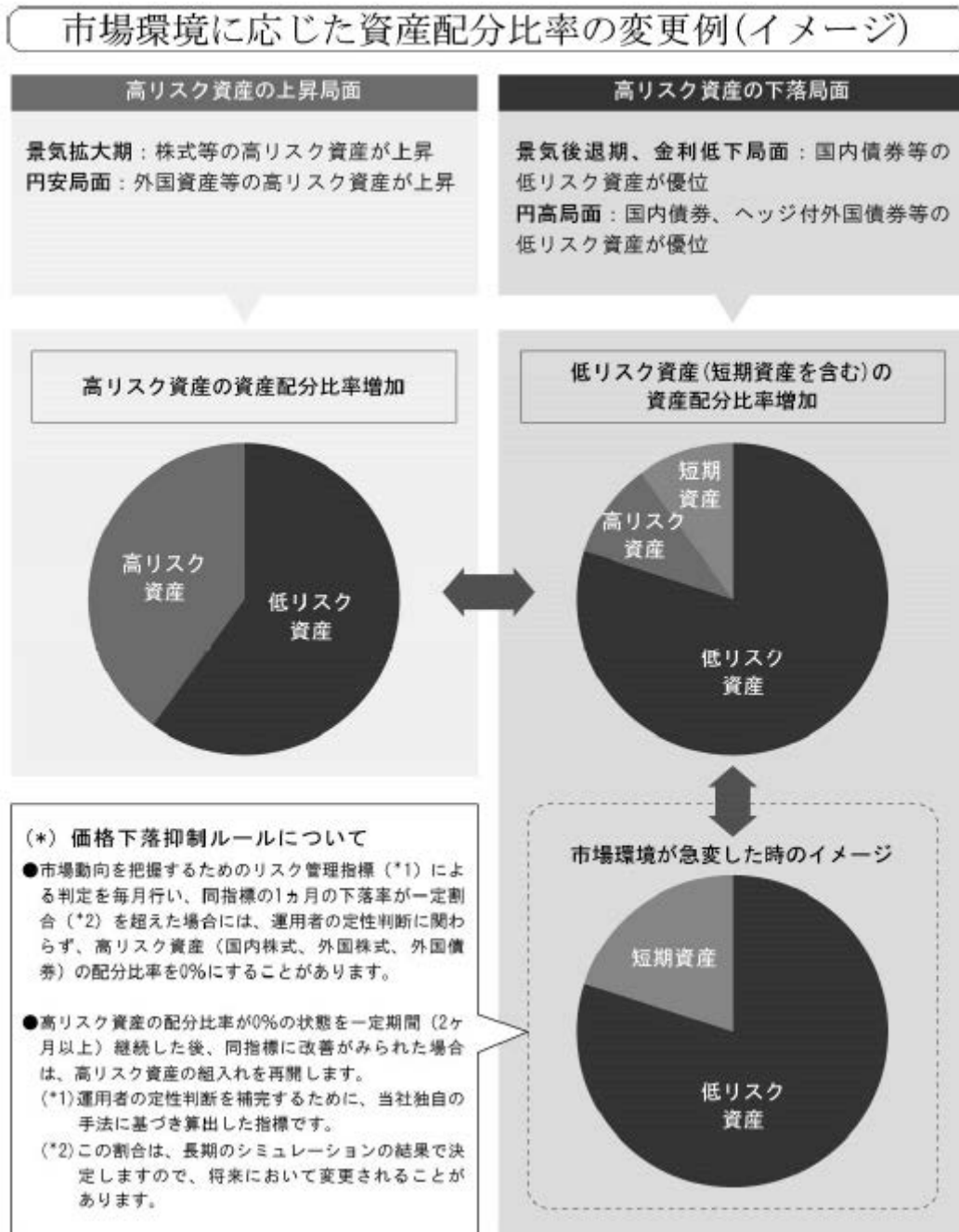
※当資料では、高リスク資産、および低リスク資産を、以下のとおり位置付けています。

高リスク資産：国内株式、外国株式（または先進国株式ということがあります。）、外国債券（または先進国債券ということがあります。）

低リスク資産：ヘッジ付外国債券（またはヘッジ付先進国債券ということがあります。）、国内債券

※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

- ◆市場環境によっては、定性判断あるいは定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行うことがあります。
- ◆定量判断では当社独自の価格下落抑制ルール\*を適用します。市場環境が急変した時は、高リスク資産の配分比率を0%にすることもあります。



※上記はイメージであり、実際にはこれと異なる場合があります。また、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2016年3月25日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

①ファンドの仕組み

運用にあたってはファミリーファンド方式を採用し、実質的な運用をマザーファンド（以下「親投資信託」ともいいます。）で行う仕組みになっています。

※「ファミリーファンド方式」とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

	〈マザーファンド〉	〈投資対象〉	〈運用目標〉
低リスク 資産	明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	円建国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等	NOMURA-BPI 総合をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
	明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)	世界各国(日本を除く)の国債、国際機関債、社債等	FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジあり・円ベース)をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
高リスク 資産	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	世界各国(日本を除く)の国債、国際機関債、社債等	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
	明治安田日本株式アルファ・マザーファンド	主としてTOPIX(東証株価指数)構成銘柄	TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして、これを安定的に上回る投資成果を目指します。
	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	世界各国(日本を除く)の株式	MSCI-KOKUSAI(円換算値)をベンチマークとして、これを中長期的に上回る投資成果を目指します。
短期資産	明治安田マネープール・マザーファンド	国内短期金融資産	ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。

※各ファンドの位置付けは委託会社が運用に当たって想定している当該ファンドのリスク度合いを相対的に明示しているものであり、将来の運用成果等を保証・示唆するものではありません。

◆マザーファンドで使用するベンチマークについて

**国内債券**

- NOMURA-BPI 総合は、日本国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表すために、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**外国債券**

- FTSE 世界国債インデックスは、世界主要国の国債の総合投資利回りを各市場の時価総額で加重平均し指数化したものです。FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。

**国内株式**

- TOPIXは、株式会社JPX総研が算出する株価指数であり、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。

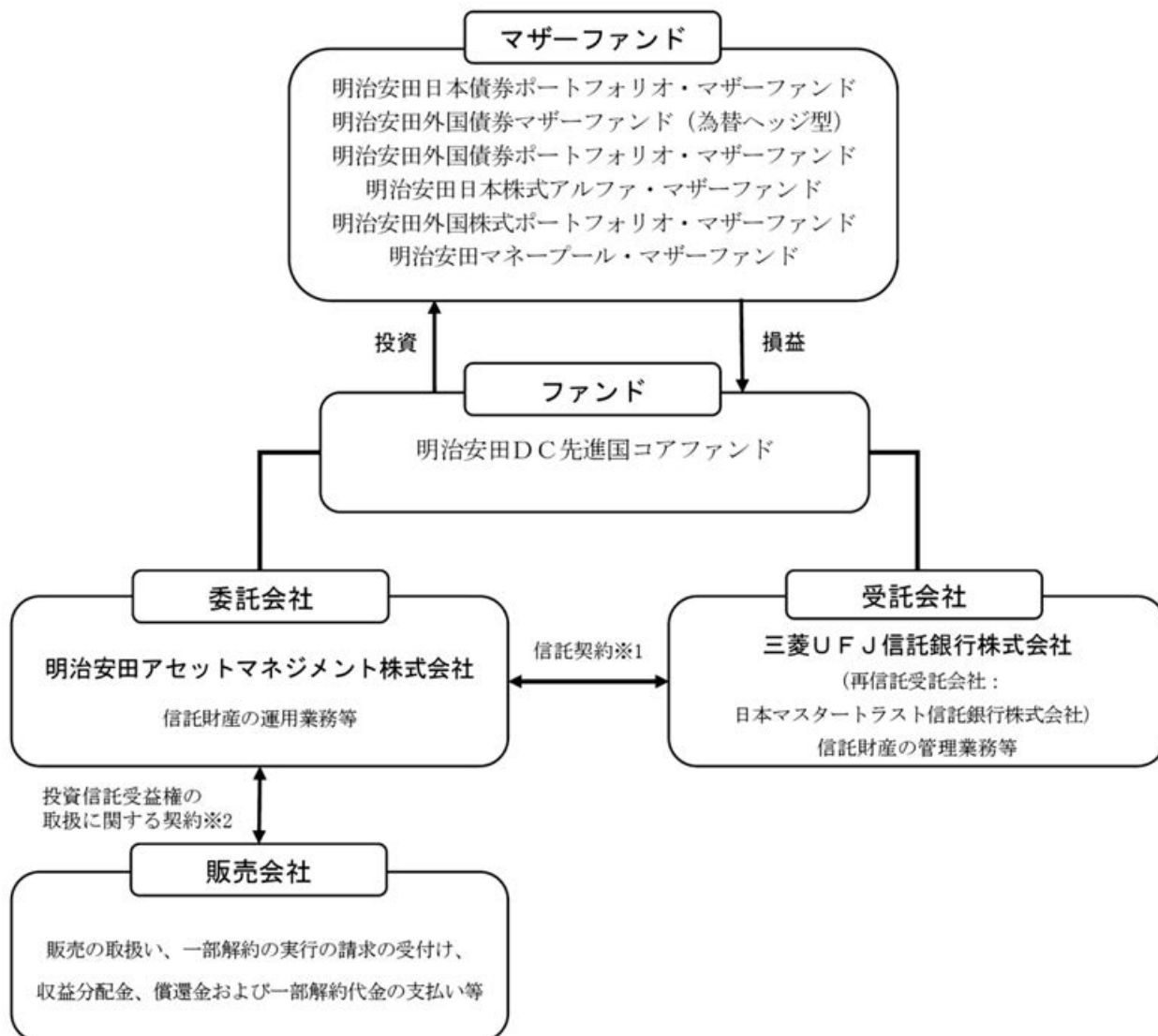
TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。

**外国株式**

- MSCI-KOKUSAIは、MSCI Inc. が算出・公表している株価指数で、日本を除く世界主要国の株式市場の動きを捉える基準として広く認知されているものです。MSCI-KOKUSAIに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、同社は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

②委託会社等およびファンドの関係法人

1. 委託会社（委託者）： 明治安田アセットマネジメント株式会社  
信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。
2. 受託会社（受託者）： 三菱UFJ信託銀行株式会社  
信託財産の保管・管理業務等を行います。（受託会社は信託事務の一部につき日本マスター  
トラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。）
3. 販売会社  
ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約実行の請求の受付、収益分配金、  
償還金等の支払い、運用報告書の交付等を行います。



※1 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（信託約款）」を締結しており、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託期間、償還等を規定しています。

※2 投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社と販売会社との間において「投資信託受益権の取扱いに関する契約」を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱い、収益分配金および償還金の支払い、買取りおよび解約の取扱い等を規定しています。

### ③委託会社等の概況

1. 資本金の額（2023年8月31日現在） 10億円

#### 2. 委託会社の沿革

1986年11月： コスモ投信株式会社設立

1998年10月： ディーアンドシーキャピタルマネージメント株式会社と合併、商号を「コスモ投信投資顧問株式会社」に変更

2000年2月： 商号を「明治ドレスナー投信株式会社」に変更

2000年7月： 明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社と合併、商号を「明治ドレスナー・アセットマネージメント株式会社」に変更

2009年4月： 商号を「MDAMアセットマネージメント株式会社」に変更

2010年10月： 安田投信投資顧問株式会社と合併、商号を「明治安田アセットマネージメント株式会社」に変更

#### 3. 大株主の状況（2023年8月31日現在）

氏名又は名称	住 所	所有 株式数	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	18,887株	100.00%

## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

「明治安田DC先進国コアファンド」

#### ①基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

#### ②投資対象

主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンドの（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）各受益証券を投資対象とします。

#### ③投資態度

1. 主として、直接あるいはマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
2. リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分を決定し、当社運用プロセスに基づき各マザーファンドの資産配分比率を見直します。また、市場環境によっては、定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行う場合があります。なお、基本資産配分比率は原則として年1回見直します。
3. 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。ただし、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」における為替ヘッジ等は除きます。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



## (ご参考) マザーファンド

### I. 「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド」

#### (1) 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きを上回る投資成果を目標として運用を行います。

#### (2) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

#### (3) 投資態度

①主としてTOPIX（東証株価指数）構成銘柄に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。

②TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを安定的に上回る投資成果を目指します。

③株式の銘柄選定ならびにポートフォリオの構築にあたっては、当社独自のクオンツモデルに基づく定量分析およびポートフォリオ・マネジャーによる定性評価をもちいて行います。

④組入銘柄は適宜見直しを行います。

⑤株式の組入比率は原則として高位を保ちます。

⑥非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

#### (4) 投資制限

①株式への投資割合には制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑥投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑦外貨建資産への投資は行いません。

⑧信用取引は、約款所定の範囲で行います。

⑨有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。

⑩スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。

⑪有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

## II. 「明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド」

### (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### (2) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

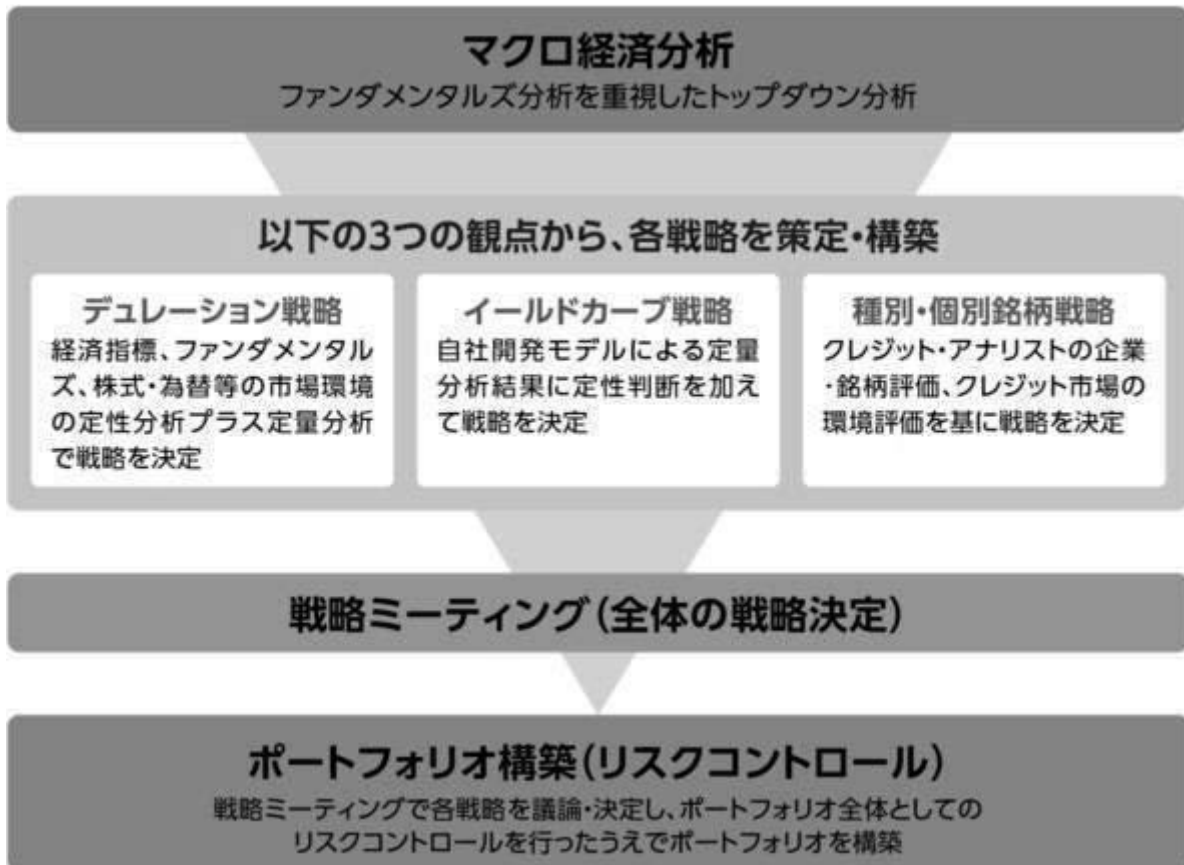
### (3) 投資態度

①「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

※格付とは、債券などの元本および利息の支払能力などを専門的な第三者（信用格付業者等）が評価した意見です。格付が高い債券ほど安全性が高いとされています。一方、発行体にとっては格付が高いほど有利な条件で発行ができるため、一般的に、格付が高い債券ほど利回りは低く、格付が低い債券ほど利回りは高くなります（以下同じ。）。

③運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。

⑤マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。

⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。

#### (4) 投資制限

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧<削除>
- ⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。
- ⑩<削除>

### Ⅲ. 「明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド」

#### (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

#### (2) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

#### (3) 投資態度

①MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。

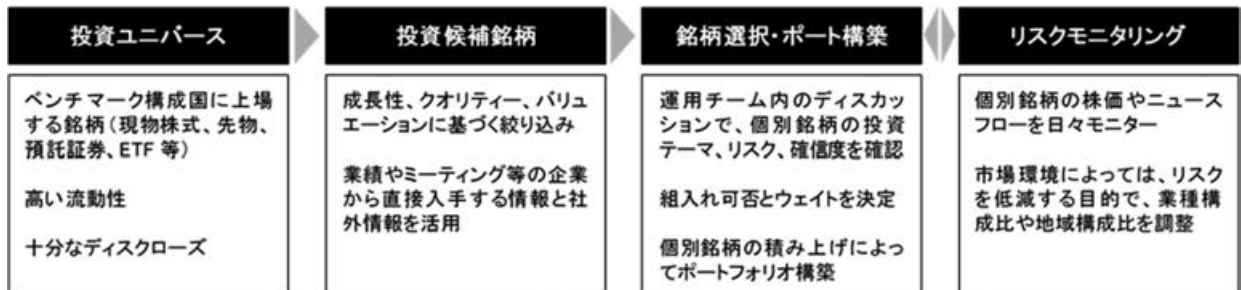
※MSCI-KOKUSAI に採用されている国（構成国については MSCI の定期的な見直しにより変更される場合があります。）を主な投資対象国としますが、市況動向により、それ以外の国に投資することもあります。

②潜在的に高い成長分野、差別化された商品・サービス、健全なバランスシートを持つ質の高い成長株への投資を行うボトムアップ型運用を行います。変動性が高く予想が困難な成長より、相対的に低くとも着実に持続的な成長を高く評価します。

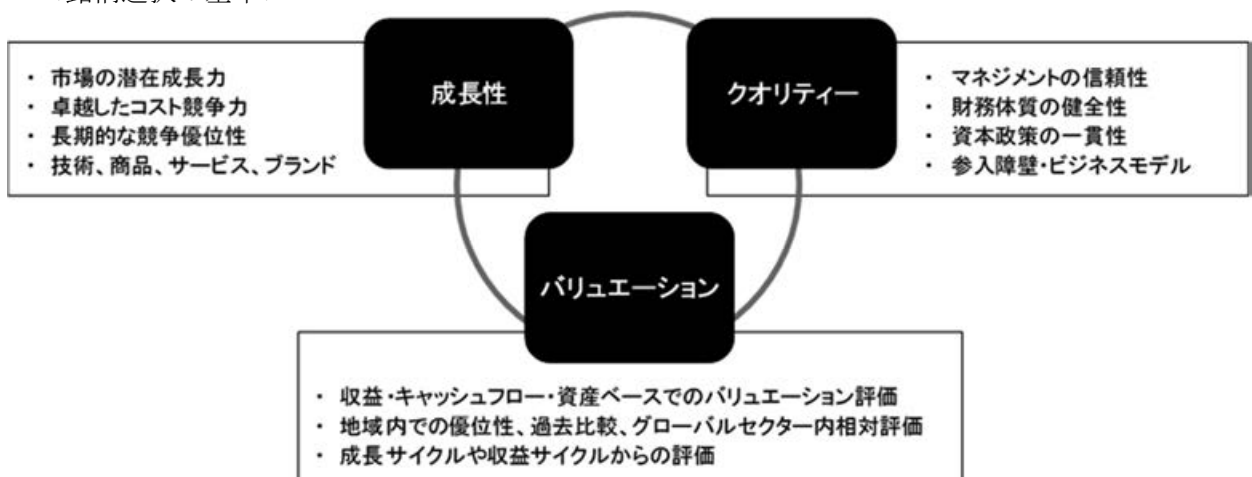
③成長性、クオリティー、バリュエーションの基準によって発掘された投資候補銘柄に対して運用チーム内で十分な意見交換をし、投資テーマ、リスク、確信度などを確認した後に、組入れの可否とウェイトを決定します。ポートフォリオは個別銘柄の積み上げによって構築され、事後的に業種構成比や地域構成比を確認します。

運用にあたっては、当社の運用プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。

<運用プロセスの概要>



<銘柄選択の基準>



④ <削除>

⑤ <削除>

⑥株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

#### (4) 投資制限

- ①株式への投資には制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦信用取引を約款所定の範囲で行います。
- ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨<削除>
- ⑩有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。
- ⑪<削除>

#### IV. 「明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド」

##### (1) 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

##### (2) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

##### (3) 投資態度

①FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。

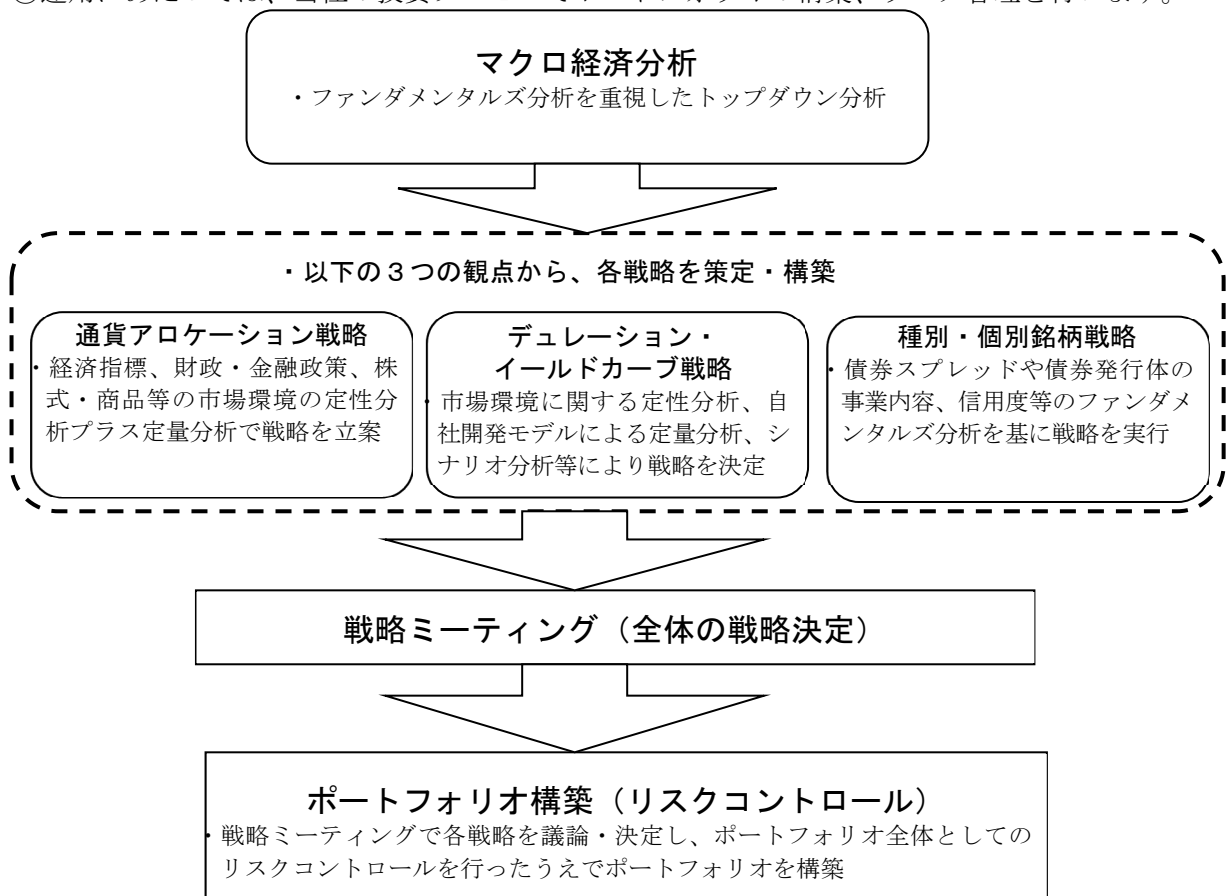
※FTSE 世界国債インデックスに採用されている国（構成国については定期的な見直しにより変更になる場合があります。）を主な投資対象国とします。

※ファンドはインデックス構成国を主要投資対象国としますが、常に投資対象国すべてに投資するものではありません。

なお、ファンドは、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしますが、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、中長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、ベンチマークは今後見直す場合があります。

②信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると委託会社が判断した公社債に投資します。

③運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。



- ④債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。

#### (4) 投資制限

- ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧<削除>
- ⑨有価証券の貸付けおよび資金の借入れを約款所定の範囲で行います。
- ⑩<削除>

## V. 「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」

### （1）基本方針

この投資信託は、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）を中長期的に上回る運用成果を目指します。

### （2）投資対象

主としてベンチマークを構成する日本を除く先進主要各国の公社債を中心に投資します。なお、ベンチマーク構成国の事業債等に投資する場合があります。

### （3）投資態度

- ①FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。
- ②各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、日本を除く先進主要各国の公社債を中心に分散投資を行います。
- ③信用リスクの低減を図るため、組入れ債券の格付は原則として取得時に信用ある格付会社による BBB 格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

### （4）投資制限

- ①外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦投資信託証券（上場投資信託を除きます）への投資割合は、資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧外国為替予約取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。



## VI. 「明治安田マネープール・マザーファンド」

### (1) 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

### (2) 投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびに CD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

### (3) 投資態度

①国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CP を主要投資対象とします。

②ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。

### (4) 投資制限

①株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。

②同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑥外貨建資産への投資は行いません。

⑦デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

※上記各マザーファンドにおいて、資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## (2) 【投資対象】

①この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

ニ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②委託会社は、信託金を、主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託会社に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

11. コマーシャル・ペーパー

12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）  
および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. から12. の証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるも

のをいいます。)

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
  21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  22. 外国の者に対する権利で20. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、13. ならびに18. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から7. までの証券および13. ならびに18. の証券または証書のうち2. から7. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの
7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権

④前記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前③に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。

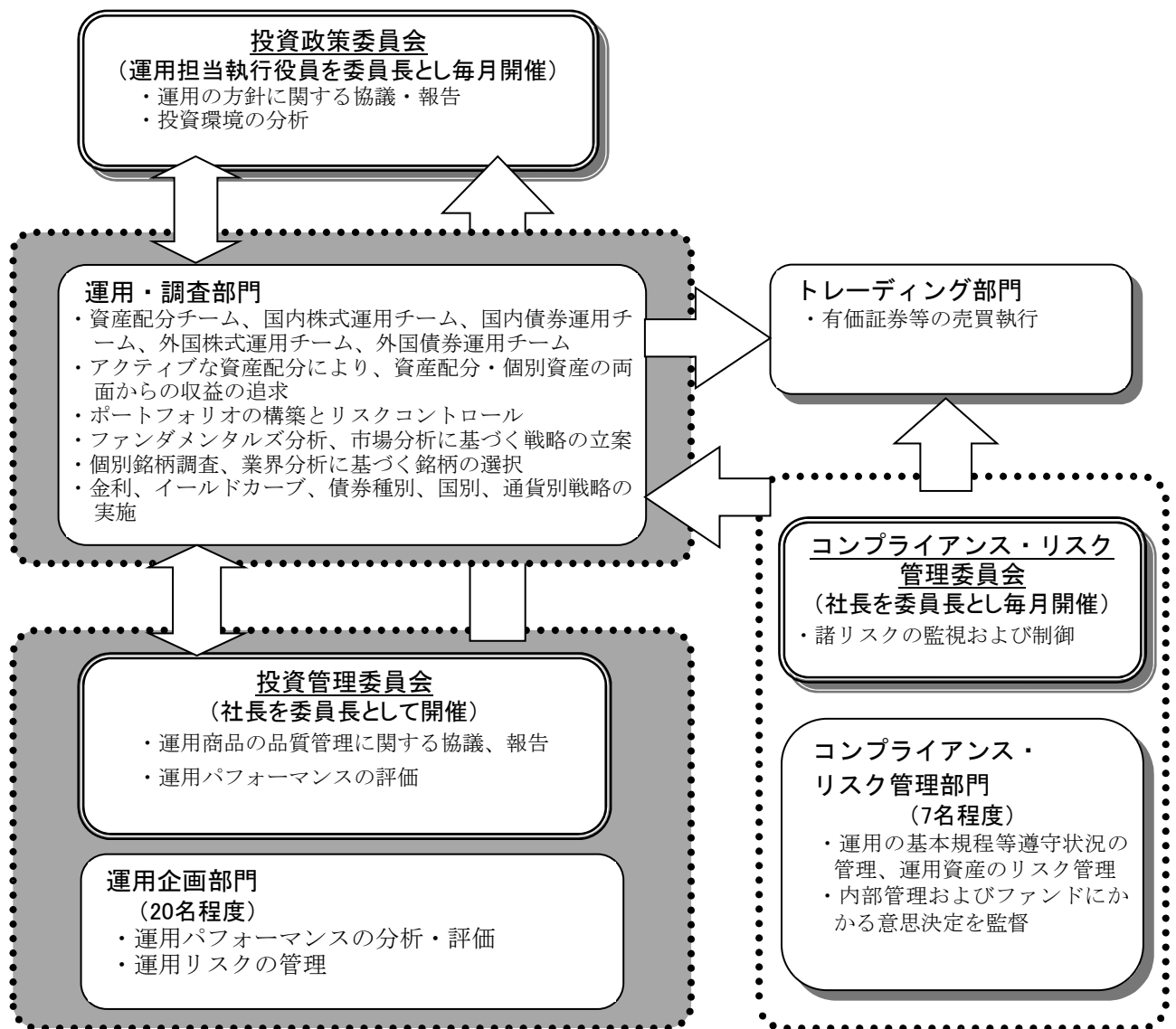
⑥委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

⑦前⑤、⑥において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(3) 【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

- ①投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
- ②ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
- ③ファンドに関する運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
- ④投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。



- ファンド運用に関する社内規程として、「投資一任契約および信託財産の運用業務に関する基本規程」および基本規程に付随する細則等の取扱い基準を設けております。
- ファンドの関係法人に対する管理は、管理関連部門において適正に管理しております。

※ファンドの運用体制等は、2023年8月31日現在のものであり、今後変更となることがあります。また、委託会社のホームページ (<https://www.myam.co.jp/>) の会社案内から、運用体制に関する情報をご覧いただけます。

## <受託会社に対する管理体制>

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

### (4) 【分配方針】

#### ①収益分配方針

年1回(2月21日。休業日の場合は翌営業日)決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みません。)等の全額とします。
2. 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### ②収益の分配方式

1. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
  - a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  - b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 毎計算期末において信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

#### ③収益分配金の支払い

収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から(原則として決算日から起算して5営業日までに)、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。収益分配金の支払いは、販売会社において行います。なお、分配金再投資コースでお申込みの受益権にかかる収益分配金は、原則として税金を差し引いた後、決算日の基準価額で翌営業日に自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

## (5) 【投資制限】

### <投資信託約款に基づく投資制限>

- ①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑥信用リスク集中回避のための投資制限  
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦投資する株式等の範囲
  1. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  2. 前1.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧同一銘柄の株式等への投資制限
  1. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図を行いません。
  2. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。
  3. 前1.と2.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑨信用取引の指図範囲
  1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  2. 前1.の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑩同一銘柄の転換社債等への投資制限

1. 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図を行いません。
2. 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑪先物取引等の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
2. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
3. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### ⑫スワップ取引の運用指図・目的・範囲

1. 委託会社は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑬金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

1. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### ⑭デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### ⑮有価証券の貸付けの指図および範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
  - a. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### ⑯有価証券の空売りの指図範囲

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または約款の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 前1. の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

#### ⑰有価証券の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
2. 前1. の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前1. の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

#### ⑱特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### ⑲外国為替予約取引の指図および範囲

1. 委託会社は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。



2. 前1. の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3. 前2. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
4. 前2. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

#### ⑩資金の借入れ

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

#### <法律等で規制される投資制限>

##### ①同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

##### ②デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスクと留意点

当ファンドは、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、価格変動の影響を受け、基準価額は変動します。これらの運用により信託財産に生じた運用成果（損益）はすべて投資者の皆さまに帰属します。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により投資元本を割り込み、損失を被ることがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

なお、ファンドが有する主なリスクは、以下の通りです。

#### ①値動きの主な要因

##### 1. 株価変動リスク

株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等および発行体の企業の事業活動や財務状況等の影響を受けて変動します。保有する株式価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 2. 債券価格変動リスク

債券（公社債等）の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

##### 3. 為替変動リスク

a. 外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動（円高）は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

b. ヘッジ付外貨建資産への投資については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、当該リスクを完全に排除できるものではありません。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落（円高）する場合、ベースでの評価額は下落することがあります。また、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。

##### 4. 信用リスク

投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起る可能性があります。

また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起る可能性があります。

##### 5. 運用戦略に関するリスク

当ファンドは、各資産の実質組入比率を機動的に変更することにより、価格下落リスクを抑制することを目指していますが、一定の基準価額水準を保証するものではありません。また、市場の想定外の大きな変動等により、運用戦略が効果的に機能しない場合、価格下落リスクの抑制や市場上昇への追従ができない可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ②その他のリスク・留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短時間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価額で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- 投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に投資した資産の価値が大きく下落することがあります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- 資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。

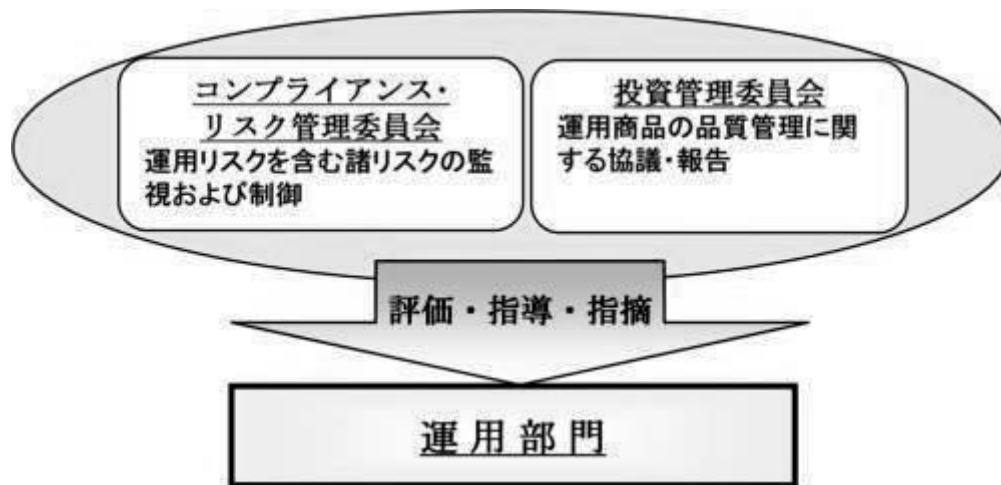
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

## (2) リスク管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

- ①コンプライアンス・リスク管理委員会は、法令諸規則・社内規程等の遵守状況、運用資産のリスク管理状況等を把握・管理し、必要に応じて指示・指摘を行います。
- ②投資管理委員会は、運用パフォーマンスの評価・分析、トレーディング分析、運用スタイル・運用方針との整合性、投資信託財産の運用リスク等を把握・管理し、必要に応じて指導・指摘を行います。



#### <流動性リスク管理体制>

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理体制について、監督します。

※ファンドのリスク管理体制等は、2023年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(3) 参考情報

当ファンドの年間騰落率および  
分配金再投資基準価額の推移

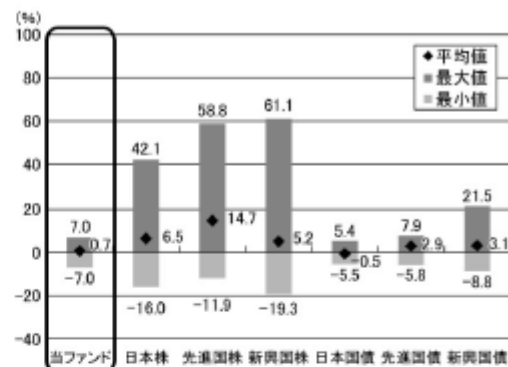


※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出してあり、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。）および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な  
資産クラスとの騰落率の比較

対象期間：2018年9月～2023年8月



※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ（60個）を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。

※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額（税引前の分配金を再投資したものととして算出）をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社
先進国株	MSCI-KOKUSAI (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注) 海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。

※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。

また、各権利者は当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。

## <代表的な資産クラスの指数について>

**東証株価指数（TOPIX）（配当込み）**は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

**MSCI-KOKUSAI**は、MSCI Inc. が算出する日本を除く世界主要国の株式市場を捉える指数として広く認知されているものであり、MSCI-KOKUSAI 指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**MSCI エマージング・マーケット・インデックス**は、MSCI Inc. が算出する新興国の株価の動きを表す代表的な指数であり、MSCI エマージング・マーケット・インデックスに関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。MSCI Inc. は当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**NOMURA-BPI（国債）**は、日本国債の市場全体の動向を表す、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社によって計算、公表されている投資収益指数で、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社の知的財産です。野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

**FTSE 世界国債インデックス**は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

**JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド（JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド）**は、J.P.Morgan Securities LLC（JPモルガン）が公表している、エマージング諸国の国債を中心とした債券市場の合成パフォーマンスを表す指数として広く認知されているものであり、JPモルガンの知的財産です。JPモルガンは当ファンドの運用成果等に関し一切責任はありません。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

かかりません。

自動継続投資契約に基づき、収益分配金を再投資する場合も、手数料はかかりません。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

解約手数料および信託財産留保額はありませぬ。

##### (3) 【信託報酬等】

ファンドの純資産総額に対し、年0.638%（税抜0.58%）の率を乗じて得た額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（該当日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。信託報酬の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率（年率）
委託会社	0.319%（税抜0.29%）
販売会社	0.286%（税抜0.26%）
受託会社	0.033%（税抜0.03%）
合計	<b>0.638%（税抜0.58%）</b>

<内容>

支払い先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類（目論見書、運用報告書、有価証券報告書・届出書等）の作成・印刷・交付および届出等にかかる費用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
合計	運用管理費用（信託報酬）＝運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率

#### (4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

- ①信託財産の監査にかかる費用（監査費用）として、監査法人に年0.0055%（税抜0.005%）を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。
- ②信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、変更される場合があります。

※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5) 【課税上の取扱い】

このファンドは、確定拠出年金法に基づく確定拠出年金制度専用ファンドです。

確定拠出年金にかかる掛金、積立金および給付については、所得税法、法人税法、相続税法および地方税法ならびにこれらの法律に基づく命令で定めるところにより、所得税、法人税、相続税ならびに道府県民税（都民税を含む。）および市町村民税（特別区民税を含む。）の課税について必要な措置を講ずる（確定拠出年金法第86条）とされており、運用段階においては非課税となります。したがって、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金制度に関する当該ファンドの期中収益分配金、一部解約による解約差益、償還時の差益のいずれも非課税となります。

<上記以外の受益者（確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等以外の法人）の場合の課税の取扱い>

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）は課税されません。源泉徴収された所得税は、法人税の額から控除できます。

税率
15.315%（所得税のみ）

※課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※上記は2023年8月31日のものですので、税法または確定拠出型年金法が改正された場合等は、上記の内容が変更されることがあります。



## 5 【運用状況】

以下は2023年8月31日現在の運用状況です。

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

※投資比率の合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

※マザーファンドの運用状況は、当ファンドの後に続きます。

### (1) 【投資状況】

#### 明治安田DC先進国コアファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	478,959,586	63.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	273,025,556	36.31
合計(純資産総額)		751,985,142	100.00

### (2) 【投資資産】

#### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

#### 明治安田DC先進国コアファンド

##### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本債券 ポートフォリオ・ マザーファンド	123,225,649	1.4318	176,443,938	1.4054	173,181,327	23.03
2	日本	親投資信託 受益証券	明治安田日本株式 アルファ・ マザーファンド	51,325,545	2.9675	152,310,555	3.1315	160,725,944	21.37
3	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国株式 ポートフォリオ・ マザーファンド	13,375,375	4.7191	63,119,747	5.1290	68,602,298	9.12
4	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 ポートフォリオ・ マザーファンド	16,690,879	2.5490	42,545,099	2.7786	46,377,276	6.17
5	日本	親投資信託 受益証券	明治安田外国債券 マザーファンド (為替ヘッジ型)	35,037,564	0.8760	30,693,661	0.8583	30,072,741	4.00

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	63.69
合計	63.69

②【投資不動産物件】

明治安田DC先進国コアファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

明治安田DC先進国コアファンド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

明治安田DC先進国コアファンド

期別	純資産総額 (円)		1万口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1期計算期間末 (2017年 2月21日)	43,253,814	43,253,814	10,396	10,396
第2期計算期間末 (2018年 2月21日)	109,599,764	109,599,764	10,640	10,640
第3期計算期間末 (2019年 2月21日)	159,062,843	159,062,843	10,987	10,987
第4期計算期間末 (2020年 2月21日)	529,863,476	529,863,476	11,630	11,630
第5期計算期間末 (2021年 2月22日)	548,271,787	548,271,787	11,426	11,426
第6期計算期間末 (2022年 2月21日)	595,697,842	595,697,842	11,309	11,309
第7期計算期間末 (2023年 2月21日)	736,643,666	736,643,666	11,032	11,032
2022年 8月末日	630,109,483	—	11,250	—
9月末日	635,363,719	—	11,115	—
10月末日	631,432,443	—	11,119	—
11月末日	740,658,924	—	11,104	—
12月末日	735,721,280	—	10,940	—
2023年 1月末日	734,891,719	—	11,014	—
2月末日	732,504,562	—	11,013	—
3月末日	730,465,693	—	11,064	—
4月末日	736,585,505	—	11,120	—
5月末日	732,060,660	—	11,192	—
6月末日	748,678,218	—	11,368	—
7月末日	752,677,474	—	11,321	—
8月末日	751,985,142	—	11,324	—

②【分配の推移】

明治安田DC先進国コアファンド

期	計算期間	1万口当たりの分配金（円）
第1期計算期間	2016年 3月25日～2017年 2月21日	0
第2期計算期間	2017年 2月22日～2018年 2月21日	0
第3期計算期間	2018年 2月22日～2019年 2月21日	0
第4期計算期間	2019年 2月22日～2020年 2月21日	0
第5期計算期間	2020年 2月22日～2021年 2月22日	0
第6期計算期間	2021年 2月23日～2022年 2月21日	0
第7期計算期間	2022年 2月22日～2023年 2月21日	0

③【収益率の推移】

明治安田DC先進国コアファンド

期	計算期間	収益率（%）
第1期計算期間	2016年 3月25日～2017年 2月21日	3.96
第2期計算期間	2017年 2月22日～2018年 2月21日	2.35
第3期計算期間	2018年 2月22日～2019年 2月21日	3.26
第4期計算期間	2019年 2月22日～2020年 2月21日	5.85
第5期計算期間	2020年 2月22日～2021年 2月22日	△1.75
第6期計算期間	2021年 2月23日～2022年 2月21日	△1.02
第7期計算期間	2022年 2月22日～2023年 2月21日	△2.45
第8期中間計算期間	2023年 2月22日～2023年 8月21日	1.31

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4)【設定及び解約の実績】

明治安田DC先進国コアファンド

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期計算期間	2016年 3月25日～2017年 2月21日	46,436,418	4,829,619
第2期計算期間	2017年 2月22日～2018年 2月21日	88,527,111	27,125,018
第3期計算期間	2018年 2月22日～2019年 2月21日	59,805,759	18,046,418
第4期計算期間	2019年 2月22日～2020年 2月21日	364,120,651	53,276,758
第5期計算期間	2020年 2月22日～2021年 2月22日	139,641,674	115,396,895
第6期計算期間	2021年 2月23日～2022年 2月21日	117,767,771	70,883,741
第7期計算期間	2022年 2月22日～2023年 2月21日	214,488,407	73,478,258
第8期中間計算期間	2023年 2月22日～2023年 8月21日	51,326,988	55,380,404

(参考)

(1) 投資状況

I. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	10,934,537,440	99.47
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	57,778,267	0.53
合計(純資産総額)		10,992,315,707	100.00

II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	18,502,180,170	40.50
特殊債券	日本	892,903,405	1.95
社債券	日本	22,414,563,900	49.06
	フランス	3,354,024,400	7.34
	小計	25,768,588,300	56.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	519,810,610	1.14
合計(純資産総額)		45,683,482,485	100.00

III. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	19,814,107,771	57.59
	フランス	1,669,155,139	4.85
	スイス	954,372,389	2.77
	オランダ	635,314,149	1.85
	カナダ	577,125,503	1.68
	イギリス	517,967,514	1.51
	オーストラリア	411,662,666	1.20
	スウェーデン	378,221,306	1.10
	ドイツ	358,959,996	1.04
	アイルランド	267,907,424	0.78
	香港	221,776,661	0.64
	イタリア	219,448,211	0.64
	デンマーク	181,927,746	0.53
	ノルウェー	65,797,037	0.19
	ベルギー	54,145,058	0.16
	シンガポール	10,647,103	0.03
小計		26,338,535,673	76.56
投資証券	アメリカ	331,822,631	0.96
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	7,734,258,355	22.48
合計(純資産総額)		34,404,616,659	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	5,787,646,812	16.82
	買建	ドイツ	1,632,241,324	4.74

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	5,223,470,622	15.18

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	10,038,292,408	47.08
	ドイツ	2,120,598,575	9.94
	中国	1,306,235,738	6.13
	イタリア	1,226,246,766	5.75
	フランス	887,111,680	4.16
	イギリス	829,810,986	3.89
	スペイン	709,332,198	3.33
	ベルギー	520,074,844	2.44
	アイルランド	516,275,208	2.42
	カナダ	326,657,858	1.53
	メキシコ	260,569,890	1.22
	オーストラリア	241,491,644	1.13
	ノルウェー	225,836,683	1.06
	マレーシア	120,928,949	0.57
	ポーランド	112,207,435	0.53
	オランダ	106,112,661	0.50
	シンガポール	90,262,115	0.42
	イスラエル	67,668,761	0.32
	スウェーデン	34,687,703	0.16
小計		19,740,402,102	92.58
地方債証券	カナダ	692,922,384	3.25
特殊債券	カナダ	100,821,240	0.47
	オーストラリア	73,174,425	0.34
	小計	173,995,665	0.82
社債券	カナダ	223,417,958	1.05
	デンマーク	174,258,015	0.82
	小計	397,675,973	1.86
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	318,688,780	1.49
合計(純資産総額)		21,323,684,904	100.00

V. 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	512,614,070	50.33
	ドイツ	105,542,128	10.36
	イタリア	85,661,629	8.41
	中国	67,239,337	6.60
	スペイン	51,950,318	5.10
	フランス	49,882,148	4.90
	イギリス	41,674,630	4.09
	オーストラリア	25,798,619	2.53
	カナダ	22,218,624	2.18
	ベルギー	19,648,635	1.93
	アイルランド	15,618,925	1.53
	メキシコ	9,656,697	0.95
	オランダ	6,563,670	0.64
	ポーランド	4,973,182	0.49
	シンガポール	4,580,182	0.45
	イスラエル	4,229,297	0.42
	ノルウェー	2,456,384	0.24
	スウェーデン	1,451,780	0.14
	小計	1,031,760,255	101.31
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	△13,315,376	△1.31
合計（純資産総額）		1,018,444,879	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	77,886,677	7.64
	売建	—	1,111,521,789	△109.13

（注）為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

VI. 明治安田マネープール・マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
特殊債券	日本	5,696,222,000	72.09
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	2,204,981,249	27.91
合計（純資産総額）		7,901,203,249	100.00

(2) 投資資産

①投資有価証券の主要銘柄

I. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用 機器	176,600	1,999.16	353,053,318	2,515.00	444,149,000	4.04
2	日本	株式	三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	銀行業	269,400	879.28	236,878,032	1,163.50	313,446,900	2.85
3	日本	株式	ソニーグループ	電気 機器	21,800	12,102.32	263,830,709	12,145.00	264,761,000	2.41
4	日本	株式	日本電信電話	情報・ 通信業	1,357,200	157.60	213,895,232	168.30	228,416,760	2.08
5	日本	株式	日立製作所	電気 機器	21,800	7,567.63	164,974,334	9,694.00	211,329,200	1.92
6	日本	株式	東京エレクトロン	電気 機器	9,400	17,695.79	166,340,475	21,575.00	202,805,000	1.84
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用 機器	38,400	3,678.60	141,258,471	4,703.00	180,595,200	1.64
8	日本	株式	三菱商事	卸売業	24,300	4,988.55	121,221,765	7,196.00	174,862,800	1.59
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	31,200	4,464.72	139,299,264	5,472.00	170,726,400	1.55
10	日本	株式	三井住友 フィナンシャル グループ	銀行業	24,500	5,516.10	135,144,548	6,681.00	163,684,500	1.49
11	日本	株式	任天堂	その他 製品	26,100	6,014.34	156,974,305	6,267.00	163,568,700	1.49
12	日本	株式	キーエンス	電気 機器	2,500	62,168.66	155,421,664	60,520.00	151,300,000	1.38
13	日本	株式	第一三共	医薬品	32,600	4,466.23	145,599,351	4,299.00	140,147,400	1.27
14	日本	株式	オリックス	その他 金融業	46,400	2,442.39	113,326,896	2,720.00	126,208,000	1.15
15	日本	株式	リクルート ホールディングス	サービ ス業	21,500	4,340.30	93,316,450	5,220.00	112,230,000	1.02
16	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	24,200	4,235.77	102,505,737	4,508.00	109,093,600	0.99
17	日本	株式	ソフトバンク グループ	情報・ 通信業	16,600	6,025.62	100,025,292	6,545.00	108,647,000	0.99
18	日本	株式	大塚 ホールディングス	医薬品	17,200	5,162.39	88,793,198	5,546.00	95,391,200	0.87
19	日本	株式	クボタ	機械	40,800	2,057.02	83,926,492	2,335.00	95,268,000	0.87
20	日本	株式	KDDI	情報・ 通信業	21,700	4,217.77	91,525,801	4,325.00	93,852,500	0.85
21	日本	株式	三井住友 トラスト・ ホールディングス	銀行業	16,800	4,985.21	83,751,662	5,451.00	91,576,800	0.83



順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
22	日本	株式	信越化学工業	化学	19,500	3,915.16	76,345,620	4,659.00	90,850,500	0.83
23	日本	株式	ブリヂストン	ゴム 製品	15,000	5,464.73	81,970,950	5,661.00	84,915,000	0.77
24	日本	株式	ダイキン工業	機械	3,300	24,524.11	80,929,595	25,225.00	83,242,500	0.76
25	日本	株式	三井不動産	不動産 業	25,400	2,876.43	73,061,324	3,192.00	81,076,800	0.74
26	日本	株式	みずほ フィナンシャル グループ	銀行業	32,500	2,055.49	66,803,451	2,410.00	78,325,000	0.71
27	日本	株式	森永製菓	食料品	14,500	4,380.92	63,523,384	5,293.00	76,748,500	0.70
28	日本	株式	HOYA	精密 機器	4,700	15,855.97	74,523,074	16,155.00	75,928,500	0.69
29	日本	株式	村田製作所	電気 機器	9,200	7,965.55	73,283,080	8,185.00	75,302,000	0.69
30	日本	株式	富士電機	電気 機器	10,900	6,170.50	67,258,487	6,875.00	74,937,500	0.68

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.19
		鉱業	0.80
		建設業	2.80
		食料品	2.62
		繊維製品	0.43
		パルプ・紙	0.25
		化学	5.27
		医薬品	5.61
		石油・石炭製品	0.57
		ゴム製品	1.24
		ガラス・土石製品	0.84
		鉄鋼	1.04
		非鉄金属	0.97
		金属製品	0.41
		機械	5.25
		電気機器	17.70
		輸送用機器	8.59
		精密機器	1.60
		その他製品	2.24
		電気・ガス業	1.78
		陸運業	2.44
		海運業	0.64
		空運業	0.60
		倉庫・運輸関連業	0.12
		情報・通信業	6.92
		卸売業	5.87
		小売業	4.58
		銀行業	7.64
		証券、商品先物取引業	0.85
		保険業	2.28
		その他金融業	1.48
不動産業	2.06		
サービス業	3.81		
合計			99.47

II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第451回 利付国債2年	3,970,000,000	99.98	3,969,480,200	99.99	3,969,603,000	0.005	2025/8/1	8.69
2	日本	社債券	第2回 ヒューリック 無担保社債 (劣後特約付)	2,100,000,000	100.50	2,110,500,000	100.52	2,111,039,700	1.28	2055/7/2	4.62
3	日本	社債券	第15回みずほ フィナンシャル グループ 無担保永久社債 (劣後特約付)	2,000,000,000	100.00	2,000,000,000	99.73	1,994,776,000	1.785	9999/99/99	4.37
4	日本	社債券	第3回野村 ホールディングス 無担保永久社債 (劣後特約付)	2,000,000,000	96.79	1,935,800,000	98.72	1,974,460,000	1.3	9999/99/99	4.32
5	日本	国債証券	第185回 利付国債20年	1,601,000,000	95.59	1,530,536,400	95.64	1,531,276,450	1.1	2043/6/20	3.35
6	日本	社債券	第1回住友化学 無担保社債 (劣後特約付)	1,400,000,000	94.01	1,316,238,000	95.74	1,340,458,000	1.3	2079/12/13	2.93
7	日本	国債証券	第360回 利付国債10年	1,291,000,000	98.72	1,274,554,870	97.94	1,264,431,220	0.1	2030/9/20	2.77
8	日本	社債券	第18回 光通信 無担保社債	1,300,000,000	94.39	1,227,109,000	96.45	1,253,889,000	1.79	2033/3/23	2.74
9	フランス	社債券	第9回ビー・ ピー・シー・ イー・エス・エー 円貨社債 (劣後特約付)	1,300,000,000	94.83	1,232,812,100	95.97	1,247,704,900	1.1	2031/12/16	2.73
10	日本	国債証券	第160回 利付国債5年	1,202,000,000	99.85	1,200,234,460	99.90	1,200,858,100	0.2	2028/6/20	2.63
11	日本	国債証券	第55回 利付国債30年	1,089,000,000	92.21	1,004,184,840	86.65	943,705,620	0.8	2047/6/20	2.07
12	日本	国債証券	第359回 利付国債10年	929,000,000	98.49	915,026,450	98.17	912,055,040	0.1	2030/6/20	2.00
13	フランス	社債券	2015第1回 ソシエテジェネラル 円貨社債 (劣後特約付)	900,000,000	99.53	895,815,000	100.09	900,882,000	2.195	2025/6/12	1.97
14	日本	社債券	アフラック生命保 険第1回劣後債	900,000,000	99.48	895,325,400	99.91	899,219,700	0.963	2049/4/16	1.97
15	日本	社債券	第35回 SBIホールディ ングス無担保社債	900,000,000	100.00	900,000,000	99.41	894,744,000	1.15	2028/6/6	1.96
16	日本	社債券	第34回SBI ホールディングス 無担保社債	800,000,000	100.00	800,000,000	99.70	797,616,000	0.95	2026/6/5	1.75

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
17	フランス	社債券	第24回ルノー 円貨社債	700,000,000	100.06	700,483,000	100.43	703,059,000	1.54	2024/7/5	1.54
18	日本	国債証券	第162回 利付国債20年	728,000,000	98.33	715,882,150	94.89	690,842,880	0.6	2037/9/20	1.51
19	日本	国債証券	第176回 利付国債20年	781,000,000	88.30	689,634,750	88.44	690,732,020	0.5	2041/3/20	1.51
20	日本	国債証券	第16回 利付国債40年	743,000,000	93.92	697,828,240	87.84	652,651,200	1.3	2063/3/20	1.43
21	日本	社債券	第332回 北陸電力 (一般担保付)	700,000,000	92.55	647,906,000	89.89	629,272,000	0.52	2036/6/25	1.38
22	日本	社債券	第16回光通信 無担保社債	600,000,000	102.22	613,356,000	102.99	617,964,000	1.78	2027/8/10	1.35
23	日本	国債証券	第46回 利付国債30年	551,000,000	104.73	577,079,900	101.73	560,581,890	1.5	2045/3/20	1.23
24	日本	社債券	第62回 電源開発 無担保社債	600,000,000	94.00	564,006,000	92.50	555,048,000	0.805	2036/10/20	1.21
25	日本	特殊債券	第149回 貸付債権担保 住宅金融支援 機構債券	578,970,000	94.27	545,795,019	93.77	542,905,958	0.15	2054/10/10	1.19
26	日本	国債証券	第71回 利付国債30年	664,000,000	81.95	544,191,770	80.21	532,614,320	0.7	2051/6/20	1.17
27	日本	社債券	第4回 損害保険ジャパン 無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	105.84	529,223,000	104.92	524,603,000	2.5	2083/2/13	1.15
28	フランス	社債券	2020第7回 クレディ・ アグリコル・ エス・エー 円貨社債	500,000,000	99.99	499,980,000	100.47	502,378,500	1.248	2026/6/4	1.10
29	日本	社債券	第52回 ソフトバンク グループ 無担保社債	500,000,000	100.45	502,250,000	100.32	501,645,000	2.03	2024/3/8	1.10
30	日本	社債券	第2回住友化学 無担保社債 (劣後特約付)	500,000,000	99.45	497,276,000	99.67	498,397,500	0.84	2079/12/13	1.09

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	40.50
特殊債券	1.95
社債券	56.41
合計	98.86

### Ⅲ. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

#### イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・ サービス	37,473	42,631.91	1,597,545,938	48,069.09	1,801,293,309	5.24
2	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ ハードウェア および機器	55,220	24,073.29	1,329,327,185	27,434.43	1,514,929,225	4.40
3	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・ 娯楽	61,200	15,851.00	970,081,445	19,865.65	1,215,778,147	3.53
4	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・ 半導体製造 装置	14,570	39,528.09	575,924,330	72,023.96	1,049,389,214	3.05
5	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・ サービス流通・ 小売り	33,804	14,921.17	504,395,298	19,747.23	667,535,498	1.94
6	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・ 半導体製造 装置	6,129	97,022.87	594,653,231	97,614.28	598,277,971	1.74
7	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融 サービス	15,710	33,039.73	519,054,283	35,998.82	565,541,556	1.64
8	アメリカ	株式	UNITEDHEALTH GROUP INC	ヘルスケア 機器・ サービス	7,454	74,972.82	558,847,415	71,861.68	535,657,007	1.56
9	アメリカ	株式	EOG RESOURCES INC	エネルギー	23,665	17,451.89	412,999,072	18,679.97	442,061,585	1.28
10	アメリカ	株式	BOOKING HOLDINGS INC	消費者 サービス	883	377,758.86	333,561,082	457,692.25	404,142,264	1.17
11	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・ 娯楽	9,352	31,593.81	295,465,404	43,143.61	403,479,134	1.17
12	アメリカ	株式	WALMART INC	生活必需品 流通・ 小売り	16,406	22,046.96	361,702,426	23,567.44	386,647,421	1.12
13	カナダ	株式	SUNCOR ENERGY INC	エネルギー	76,460	4,606.19	352,190,051	5,002.55	382,495,737	1.11
14	アメリカ	株式	JPMORGAN CHASE & CO	銀行	17,338	18,636.11	323,112,944	21,660.99	375,558,279	1.09
15	フランス	株式	TOTALENERGIES SE	エネルギー	40,420	9,190.80	371,492,137	9,261.12	374,334,859	1.09
16	アメリカ	株式	S&P GLOBAL INC	金融 サービス	6,465	49,833.73	322,175,078	57,365.95	370,870,906	1.08
17	アメリカ	株式	PROCTER & GAMBLE CO/THE	家庭用品・ パーソナル 用品	16,311	22,254.56	362,994,194	22,520.64	367,334,290	1.07
18	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・ 飲料・ タバコ	20,693	18,932.10	391,762,061	17,700.15	366,269,278	1.06
19	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・ 飲料・ タバコ	13,694	27,035.60	370,225,585	26,473.89	362,533,532	1.05

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
20	アメリカ	株式	AMETEK INC	資本財	15,259	19,773.54	301,724,599	23,434.39	357,585,479	1.04
21	アメリカ	株式	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	医薬品・ バイオ テクノロジー・ ライフ サイエンス	4,214	84,116.16	354,465,540	81,725.79	344,392,521	1.00
22	アメリカ	株式	NEXTERA ENERGY INC	公益事業	33,346	11,545.41	384,993,375	9,808.55	327,076,175	0.95
23	アメリカ	株式	TEXAS INSTRUMENTS INC	半導体・ 半導体製造 装置	12,307	26,041.14	320,488,359	24,741.42	304,492,730	0.89
24	アメリカ	株式	EATON CORP PLC	資本財	8,945	22,843.75	204,337,344	33,637.69	300,889,191	0.87
25	アメリカ	株式	AMERICAN EXPRESS CO	金融 サービス	12,420	23,220.94	288,404,150	23,416.85	290,837,327	0.85
26	アメリカ	株式	ABBOTT LABORATORIES	ヘルスケア 機器・ サービス	19,004	15,454.52	293,697,731	15,264.74	290,091,157	0.84
27	アメリカ	株式	ROPER TECHNOLOGIES INC	ソフトウェア・ サービス	3,898	63,699.34	248,300,028	73,483.04	286,436,906	0.83
28	アメリカ	株式	ABBVIE INC	医薬品・ バイオ テクノロジー・ ライフ サイエンス	12,995	23,618.61	306,923,837	21,684.38	281,788,570	0.82
29	アメリカ	株式	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	金融 サービス	21,797	10,887.51	237,315,142	12,660.91	275,970,073	0.80
30	アメリカ	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・ サービス	5,698	41,184.54	234,669,509	47,259.15	269,282,637	0.78

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	エネルギー	3.63
		素材	3.35
		資本財	6.59
		商業・専門サービス	0.39
		運輸	1.06
		自動車・自動車部品	1.66
		耐久消費財・アパレル	2.10
		消費者サービス	2.18
		メディア・娯楽	5.20
		一般消費財・サービス流通・小売り	2.88
		生活必需品流通・小売り	1.63
		食品・飲料・タバコ	3.12
		家庭用品・パーソナル用品	1.32
		ヘルスケア機器・サービス	3.46
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	6.23
		銀行	2.69
		金融サービス	7.17
		保険	1.30
		ソフトウェア・サービス	7.63
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.35
電気通信サービス	0.21		
公益事業	1.75		
半導体・半導体製造装置	5.67		
投資証券	—	—	0.96
合計			77.52

IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%	13,550,000	14,667.80	1,987,487,903	14,425.82	1,954,699,711	4	2028/6/30	9.17
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	11,940,000	14,133.15	1,687,498,588	13,783.91	1,645,799,899	2.75	2027/4/30	7.72
3	ドイツ	国債 証券	BUNDESBL- 180 0%	7,740,000	15,357.55	1,188,674,564	15,400.10	1,191,968,087	0	2024/10/18	5.59
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.875%	11,560,000	11,084.92	1,281,417,880	10,116.35	1,169,450,610	1.875	2041/2/15	5.48
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.625%	8,960,000	12,036.33	1,078,455,995	11,581.78	1,037,727,598	0.625	2030/5/15	4.87
6	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 3.02%	49,040,000	2,035.64	998,278,964	2,068.84	1,014,563,944	3.02	2031/5/27	4.76
7	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	6,510,000	13,859.17	902,232,289	13,105.45	853,165,404	2.75	2032/8/15	4.00
8	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2%	4,960,000	14,227.03	705,660,909	14,252.21	706,909,895	2	2024/5/31	3.32
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.625%	5,190,000	13,876.56	720,193,686	13,437.83	697,423,688	2.625	2029/2/15	3.27
10	カナダ	地方 債証券	QUEBEC PROVINCE 0.5%	5,500,000	12,588.99	692,394,912	12,598.58	692,922,384	0.5	2032/1/25	3.25
11	アイルランド	国債 証券	IRISH GOVT 0.9%	3,530,000	14,782.03	521,805,685	14,625.36	516,275,208	0.9	2028/5/15	2.42
12	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 6.25%	3,170,000	16,189.35	513,202,428	16,132.33	511,394,909	6.25	2024/1/4	2.40
13	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	4,300,000	12,593.75	541,531,653	11,429.87	491,484,426	2.75	2042/8/15	2.30
14	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV'T 0.8%	3,080,000	14,717.17	453,288,866	14,589.39	449,353,397	0.8	2027/7/30	2.11
15	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.75%	3,070,000	14,149.23	434,381,545	14,144.85	434,246,895	1.75	2024/7/31	2.04
16	ベルギー	国債 証券	BELGIAN 0%	2,890,000	14,295.74	413,147,103	14,177.00	409,715,554	0	2027/10/22	1.92
17	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.75%	3,620,000	12,453.81	450,828,114	10,619.60	384,429,683	1.75	2049/1/22	1.80
18	イタリア	国債 証券	BTPS 1.1%	2,250,000	14,698.59	330,718,480	14,662.12	329,897,772	1.1	2027/4/1	1.55
19	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1%	1,760,000	18,005.64	316,899,337	18,122.68	318,959,291	1	2024/4/22	1.50
20	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	14,520,000	1,985.40	288,280,262	2,008.75	291,671,794	2.37	2027/1/20	1.37
21	フランス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 1.25%	2,080,000	13,068.03	271,815,208	12,692.89	264,012,203	1.25	2036/5/25	1.24
22	メキシコ	国債 証券	MEXICAN BONOS 7.75%	32,380,000	821.17	265,895,247	804.72	260,569,890	7.75	2031/5/29	1.22



順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
23	スペイン	国債証券	SPANISH GOV' T 2.7%	2,020,000	13,437.65	271,440,588	12,696.09	256,461,042	2.7	2048/10/31	1.20
24	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 3.75%	1,930,000	14,612.00	282,011,690	13,249.37	255,712,937	3.75	2043/11/15	1.20
25	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	2,500,000	11,309.41	282,735,266	10,118.63	252,965,978	2.375	2051/5/15	1.19
26	カナダ	社債券	ROYAL BK CANADA 4.125%	1,400,000	15,912.07	222,769,008	15,958.42	223,417,958	4.125	2028/7/5	1.05
27	イタリア	国債証券	BTPS 0%	1,420,000	15,482.10	219,845,854	15,619.56	221,797,820	0	2024/4/15	1.04
28	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 2.375%	1,650,000	13,726.71	226,490,847	13,216.25	218,068,151	2.375	2029/5/15	1.02
29	カナダ	国債証券	CANADA-GOV' T 5.75%	1,730,000	12,572.33	217,501,330	11,914.56	206,121,888	5.75	2029/6/1	0.97
30	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOV' T 1.75%	14,770,000	1,327.62	196,090,116	1,328.66	196,243,096	1.75	2025/3/13	0.92

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	92.58
地方債証券	3.25
特殊債券	0.82
社債券	1.86
合計	98.51

V. 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 4%	530,000	14,621.30	77,492,907	14,425.82	76,456,887	4	2028/6/30	7.51
2	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.75%	510,000	13,842.21	70,595,302	13,783.91	70,297,985	2.75	2027/4/30	6.90
3	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.125%	480,000	14,035.20	67,368,960	14,132.86	67,837,756	3.125	2025/8/15	6.66
4	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 1.375%	720,000	9,736.92	70,105,824	9,300.83	66,965,996	1.375	2040/11/15	6.58
5	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.375%	500,000	13,342.21	66,711,060	13,242.52	66,212,609	2.375	2029/3/31	6.50
6	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.375%	420,000	13,667.41	57,403,146	13,749.08	57,746,143	3.375	2033/5/15	5.67
7	ドイツ	国債 証券	BUNDESOBL- 178 0%	330,000	15,693.09	51,787,201	15,917.18	52,526,717	0	2023/10/13	5.16
8	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 3.02%	2,250,000	2,033.89	45,762,534	2,068.84	46,549,120	3.02	2031/5/27	4.57
9	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 3.75%	280,000	14,465.76	40,504,153	14,205.38	39,775,079	3.75	2030/5/31	3.91
10	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 2.25%	330,000	10,666.75	35,200,282	9,907.33	32,694,203	2.25	2049/8/15	3.21
11	フランス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 0%	240,000	12,342.84	29,622,827	12,579.40	30,190,579	0	2031/11/25	2.96
12	イタリア	国債 証券	BTPS 4.5%	170,000	16,166.21	27,482,570	16,040.42	27,268,720	4.5	2024/3/1	2.68
13	ドイツ	国債 証券	BUNDESOBL- 180 0%	160,000	15,247.13	24,395,420	15,400.10	24,640,167	0	2024/10/18	2.42
14	イギリス	国債 証券	UK TSY GILT 1.75%	230,000	11,938.84	27,459,348	10,619.60	24,425,090	1.75	2049/1/22	2.40
15	中国	国債 証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	1,030,000	1,986.71	20,463,195	2,008.75	20,690,217	2.37	2027/1/20	2.03
16	ドイツ	国債 証券	DEUTSCHLAND REP 0%	180,000	11,484.42	20,671,963	11,475.07	20,655,132	0	2036/5/15	2.03
17	イタリア	国債 証券	BTPS 1.35%	130,000	13,492.34	17,540,043	13,707.87	17,820,242	1.35	2030/4/1	1.75
18	イタリア	国債 証券	BTPS 1.1%	120,000	14,483.10	17,379,723	14,662.12	17,594,548	1.1	2027/4/1	1.73
19	アメリカ	国債 証券	US TREASURY N/B 0.375%	120,000	14,289.58	17,147,506	14,498.92	17,398,714	0.375	2023/10/31	1.71
20	カナダ	国債 証券	CANADA- GOV' T 2%	170,000	10,125.00	17,212,500	9,954.14	16,922,045	2	2028/6/1	1.66
21	フランス	国債 証券	FRANCE O. A. T. 0.5%	145,000	10,336.85	14,988,436	10,164.22	14,738,127	0.5	2040/5/25	1.45
22	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV' T 4.65%	90,000	16,564.21	14,907,797	16,350.03	14,715,030	4.65	2025/7/30	1.44
23	スペイン	国債 証券	SPANISH GOV' T 0.8%	100,000	14,439.94	14,439,946	14,589.39	14,589,396	0.8	2027/7/30	1.43

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
24	イタリア	国債証券	BTPS 3.85%	100,000	14,593.39	14,593,392	14,446.33	14,446,339	3.85	2049/9/1	1.42
25	オーストラリア	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1%	160,000	7,782.90	12,452,651	7,707.72	12,332,364	1	2030/12/21	1.21
26	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 1.25%	85,000	13,848.06	11,770,855	14,034.05	11,928,948	1.25	2024/8/31	1.17
27	アイルランド	国債証券	IRISH GOVT 1.1%	70,000	14,423.96	10,096,773	14,476.70	10,133,696	1.1	2029/5/15	1.00
28	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0%	70,000	14,049.93	9,834,955	14,177.00	9,923,906	0	2027/10/22	0.97
29	イギリス	国債証券	UK TSY GILT 1%	54,000	18,029.71	9,736,044	18,122.68	9,786,251	1	2024/4/22	0.96
30	ベルギー	国債証券	BELGIAN 0348 1.7%	89,000	11,356.63	10,107,402	10,926.66	9,724,729	1.7	2050/6/22	0.95

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	101.31
合計	101.31

VI. 明治安田マネープール・マザーファンド

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	特殊 債券	政府保証 第64回 地方公共 団体金融 機構債券	600,000,000	100.78	604,739,000	100.52	603,156,000	0.544	2024/9/13	7.63
2	日本	特殊 債券	政府保証 第225回 日本高速 道路保有・ 債務返済 機構債券	500,000,000	100.84	504,245,000	100.52	502,625,000	0.556	2024/8/30	6.36
3	日本	特殊 債券	政府保証 第16回 民間都市 開発債券	500,000,000	100.72	503,620,000	100.09	500,485,000	0.699	2023/10/20	6.33
4	日本	特殊 債券	政府保証 第200回 日本高速 道路保有・ 債務返済 機構債券	400,000,000	100.71	402,857,000	100.06	400,252,000	0.801	2023/9/29	5.07
5	日本	特殊 債券	政府保証 第52回 地方公共 団体金融 機構債券	400,000,000	100.55	402,224,000	100.03	400,132,000	0.801	2023/9/15	5.06
6	日本	特殊 債券	政府保証 第222回 政府保証 日本高速 道路保有・ 債務返済 機構債券	361,000,000	100.89	364,215,350	100.52	362,906,080	0.601	2024/7/31	4.59
7	日本	特殊 債券	政府保証 第60回 地方公共 団体金融 機構債券	241,000,000	101.03	243,489,530	100.46	242,120,650	0.66	2024/5/21	3.06
8	日本	特殊 債券	政府保証 第57回 地方公共 団体金融 機構債券	239,000,000	100.90	241,151,000	100.33	239,810,210	0.66	2024/2/16	3.04
9	日本	特殊 債券	政府保証 第218回 日本高速 道路保有・ 債務返済 機構債券	234,000,000	101.04	236,438,280	100.48	235,127,880	0.66	2024/5/31	2.98

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額単価(円)	帳簿価額金額(円)	評価額単価(円)	評価額金額(円)	利率(%)	償還期限	投資比率(%)
10	日本	特殊債券	政府保証第213回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	100.75	201,502,000	100.37	200,754,000	0.645	2024/3/29	2.54
11	日本	特殊債券	政府保証第52回日本政策投資銀行債券	200,000,000	99.98	199,966,000	99.91	199,834,000	0.001	2025/1/24	2.53
12	日本	特殊債券	政府保証第207回日本高速道路保有・債務返済機構債券	192,000,000	100.62	193,196,160	100.23	192,449,280	0.693	2023/12/28	2.44
13	日本	特殊債券	政府保証第56回日本政策金融公庫債券	130,000,000	99.87	129,834,900	99.90	129,876,500	0.001	2025/2/21	1.64
14	日本	特殊債券	政府保証第53回地方公共団体金融機構債券	121,000,000	100.71	121,859,100	100.08	121,101,640	0.699	2023/10/13	1.53
15	日本	特殊債券	政府保証第229回日本高速道路保有・債務返済機構債券	117,000,000	100.85	117,996,840	100.58	117,679,770	0.539	2024/10/31	1.49
16	日本	特殊債券	政府保証第202回日本高速道路保有・債務返済機構債券	115,000,000	100.68	115,792,350	100.11	115,135,700	0.699	2023/10/31	1.46
17	日本	特殊債券	政府保証第66回地方公共団体金融機構債券	113,000,000	100.80	113,909,650	100.54	113,619,240	0.495	2024/11/18	1.44
18	日本	特殊債券	政府保証第236回日本高速道路保有・債務返済機構債券	110,000,000	100.53	110,583,000	100.36	110,404,800	0.32	2025/1/31	1.40
19	日本	特殊債券	政府保証第54回地方公共団体金融機構債券	105,000,000	100.69	105,726,600	100.14	105,152,250	0.669	2023/11/17	1.33

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
20	日本	特殊 債券	政府保証 第28回 日本政策 投資銀行 債券	100,000,000	100.85	100,851,000	100.58	100,581,000	0.45	2025/3/13	1.27
21	日本	特殊 債券	政府保証 第65回 地方公共 団体金融 機構債券	100,000,000	100.80	100,808,000	100.56	100,564,000	0.539	2024/10/16	1.27
22	日本	特殊 債券	政府保証 第67回 地方公共 団体金融 機構債券	100,000,000	100.92	100,921,000	100.53	100,539,000	0.466	2024/12/13	1.27
23	日本	特殊 債券	政府保証 第31回 日本政策 金融公庫 債券	100,000,000	100.76	100,769,000	100.52	100,526,000	0.544	2024/9/13	1.27
24	日本	特殊 債券	政府保証 第220回 日本高速 道路保有・ 債務返済 機構債券	100,000,000	100.85	100,857,000	100.51	100,512,000	0.644	2024/6/28	1.27
25	日本	特殊 債券	政府保証 第58回 地方公共 団体金融 機構債券	100,000,000	100.92	100,922,000	100.37	100,371,000	0.645	2024/3/15	1.27
26	日本	特殊 債券	政府保証 第56回 地方公共 団体金融 機構債券	100,000,000	100.96	100,964,000	100.28	100,288,000	0.747	2024/1/19	1.27
27	日本	特殊 債券	政府保証 第55回 地方公共 団体金融 機構債券	100,000,000	100.83	100,834,000	100.21	100,219,000	0.693	2023/12/18	1.27

ロ. 種類別投資比率

種類	投資比率 (%)
特殊債券	72.09
合計	72.09

## ②投資不動産物件

### I. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

該当事項はありません。

### II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

### III. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

### IV. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

### V. 明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

該当事項はありません。

### VI. 明治安田マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

## ③その他投資資産の主要なもの

### VII. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

該当事項はありません。

### VIII. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額(円)	評価額	評価額(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	175	米ドル	39,044,532.5	5,708,310,651	39,587,187.5	5,787,646,812	16.82
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX50	買建	236	ユーロ	10,214,535	1,632,691,274	10,211,720	1,632,241,324	4.74

(注)先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	28,480,000.00	4,112,950,713	4,154,289,312	12.07
	ユーロ	買建	6,700,000.00	1,056,243,950	1,069,181,310	3.10

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)

資産の種類	通貨	買建/売建	数量	帳簿価額(円)	評価額(円)	投資比率(%)
為替予約取引	米ドル	買建	505,736.73	74,024,299	73,923,103	7.25
	人民元	買建	197,890.80	3,970,797	3,963,574	0.38
	米ドル	売建	4,065,262.51	578,355,935	593,821,023	△58.30
	カナダドル	売建	205,000.00	22,046,786	22,120,484	△2.17
	メキシコペソ	売建	1,120,848.24	9,437,430	9,761,915	△0.95
	ユーロ	売建	2,090,429.31	325,996,694	333,900,719	△32.78
	イギリスポンド	売建	226,554.36	41,242,828	42,087,932	△4.13
	スウェーデンクローナ	売建	110,000.00	1,483,944	1,482,987	△0.14
	ノルウェークローネ	売建	179,887.50	2,521,168	2,482,417	△0.24
	ポーランドズロチ	売建	137,672.80	4,860,813	4,916,502	△0.48
	オーストラリアドル	売建	269,992.20	25,738,545	25,570,313	△2.51
	シンガポールドル	売建	42,000.00	4,486,440	4,548,482	△0.44
	イスラエルシェケル	売建	108,000.00	4,189,212	4,162,287	△0.40
	人民元	売建	3,331,121.25	66,274,142	66,666,728	△6.54

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

明治安田マネープール・マザーファンド

該当事項はありません。

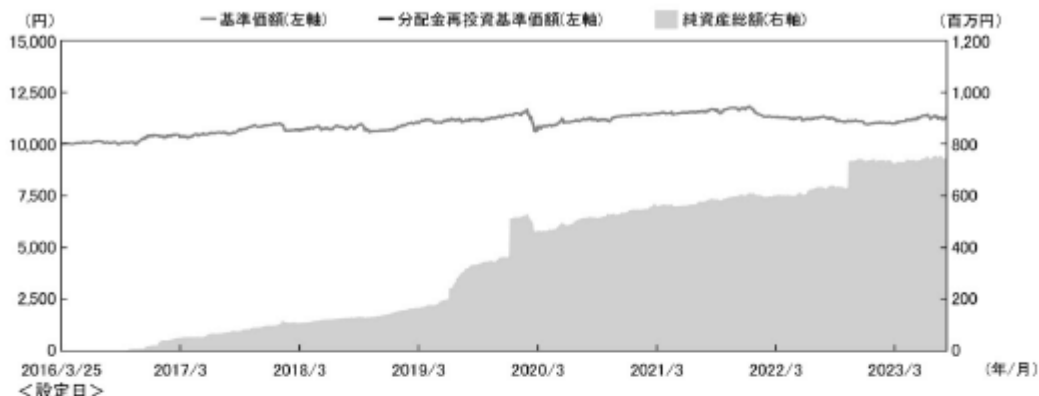


《参考情報》

以下の事項は交付目論見書の運用実績に記載されているものです。

2023年8月31日現在

**基準価額・純資産の推移**



※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績があった場合に税引前分配金を再投資したものととして算出しています。

基準価額	11,324円	純資産総額	751百万円
------	---------	-------	--------

**分配の推移**

分配金の推移	
2023年2月	0円
2022年2月	0円
2021年2月	0円
2020年2月	0円
2019年2月	0円
設定来累計	0円

※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額

**主要な資産の状況**

**資産の組入比率**

資産の種類	投資比率(%)
明治安田日本株式アルファ・マザーファンド	21.37
明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド	23.03
明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	9.12
明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	6.17
明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)	4.00
明治安田マネープール・マザーファンド	-
その他の資産(負債控除後)	36.31
合計(純資産総額)	100.00

## 組入上位銘柄（各マザーファンド）

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

### 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	4.04
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2.85
3	ソニーグループ	電気機器	2.41
4	日本電信電話	情報・通信業	2.08
5	日立製作所	電気機器	1.92
6	東京エレクトロン	電気機器	1.84
7	本田技研工業	輸送用機器	1.64
8	三菱商事	卸売業	1.59
9	伊藤忠商事	卸売業	1.55
10	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	1.49

### 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第451回利付国債2年	0.005	2025年8月1日	国債証券	8.69
2	第2回ビューリック無担保社債（劣後特約付）*	1.28	2025年7月2日	社債券	4.62
3	第15回みずほフィナンシャルグループ無担保永久社債（劣後特約付）*	1.785	2028年12月15日	社債券	4.37
4	第3回野村ホールディングス無担保永久社債（劣後特約付）*	1.3	2026年7月15日	社債券	4.32
5	第185回利付国債20年	1.1	2043年6月20日	国債証券	3.35
6	第1回住友化学無担保社債（劣後特約付）*	1.3	2029年12月13日	社債券	2.93
7	第360回利付国債10年	0.1	2030年9月20日	国債証券	2.77
8	第18回光通信無担保社債	1.79	2033年3月23日	社債券	2.74
9	第9回ピー・ピー・シー・イー・エス・エー門債社債（劣後特約付）*	1.1	2026年12月16日	社債券	2.73
10	第160回利付国債5年	0.2	2028年6月20日	国債証券	2.63

\*繰上償還条項が付与されている銘柄は、最初の繰上償還可能日を表示しています。

### 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	5.24
2	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	4.40
3	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	3.53
4	NVIDIA CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	3.05
5	AMAZON.COM INC	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	1.94
6	ASML HOLDING NV	オランダ	半導体・半導体製造装置	1.74
7	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	金融サービス	1.64
8	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	1.56
9	EOG RESOURCES INC	アメリカ	エネルギー	1.28
10	BOOKING HOLDINGS INC	アメリカ	消費者サービス	1.17

### 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 4%	4	2028年6月30日	アメリカ	国債証券	9.17
2	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2027年4月30日	アメリカ	国債証券	7.72
3	BUNDESUBL-180 0%	0	2024年10月18日	ドイツ	国債証券	5.59
4	US TREASURY N/B 1.875%	1.875	2041年2月15日	アメリカ	国債証券	5.48
5	US TREASURY N/B 0.625%	0.625	2030年5月15日	アメリカ	国債証券	4.87
6	CHINA GOVT BOND 3.02%	3.02	2031年5月27日	中国	国債証券	4.76
7	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2032年8月15日	アメリカ	国債証券	4.00
8	US TREASURY N/B 2%	2	2024年5月31日	アメリカ	国債証券	3.32
9	US TREASURY N/B 2.625%	2.625	2029年2月15日	アメリカ	国債証券	3.27
10	QUEBEC PROVINCE 0.5%	0.5	2032年1月25日	カナダ	地方債証券	3.25

### 明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US TREASURY N/B 4%	4	2028年6月30日	アメリカ	国債証券	7.51
2	US TREASURY N/B 2.75%	2.75	2027年4月30日	アメリカ	国債証券	6.90
3	US TREASURY N/B 3.125%	3.125	2025年8月15日	アメリカ	国債証券	6.66
4	US TREASURY N/B 1.375%	1.375	2040年11月15日	アメリカ	国債証券	6.58
5	US TREASURY N/B 2.375%	2.375	2029年3月31日	アメリカ	国債証券	6.50
6	US TREASURY N/B 3.375%	3.375	2033年5月15日	アメリカ	国債証券	5.67
7	BUNDESOBL-178 0%	0	2023年10月13日	ドイツ	国債証券	5.16
8	CHINA GOVT BOND 3.02%	3.02	2031年5月27日	中国	国債証券	4.57
9	US TREASURY N/B 3.75%	3.75	2030年5月31日	アメリカ	国債証券	3.91
10	US TREASURY N/B 2.25%	2.25	2049年8月15日	アメリカ	国債証券	3.21

### 明治安田マネーボール・マザーファンド

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	政府保証第64回地方公共団体金融機構債券	0.544	2024年9月13日	日本	特殊債券	7.63
2	政府保証第225回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.556	2024年8月30日	日本	特殊債券	6.36
3	政府保証第16回民間都市開発債券	0.699	2023年10月20日	日本	特殊債券	6.33
4	政府保証第200回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.801	2023年9月29日	日本	特殊債券	5.07
5	政府保証第52回地方公共団体金融機構債券	0.801	2023年9月15日	日本	特殊債券	5.06
6	政府保証第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.601	2024年7月31日	日本	特殊債券	4.59
7	政府保証第60回地方公共団体金融機構債券	0.66	2024年5月21日	日本	特殊債券	3.06
8	政府保証第57回地方公共団体金融機構債券	0.66	2024年2月16日	日本	特殊債券	3.04
9	政府保証第218回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.66	2024年5月31日	日本	特殊債券	2.98
10	政府保証第213回日本高速道路保有・債務返済機構債券	0.645	2024年3月29日	日本	特殊債券	2.54

### 年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2016年は設定日(2016年3月25日)から年末までの収益率、2023年は8月末までの収益率を表示しています。

※ファンドにはベンチマークはありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

- (1) ファンドの取得申込みは、確定拠出年金制度を利用する場合に限りです。
- (2) 取得のお申込みの際には、販売会社取引口座を開設していただきます。  
※販売会社と販売会社以外の取次会社が取次契約を結ぶことにより、当該取次会社がファンドの取扱いを当該販売会社に取次ぐ場合があります。
- (3) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- (4) お申込単位は、1円以上1円単位とします。  
※自動継続投資契約に基づく収益分配金の再投資については、1口単位とします。  
※確定拠出年金制度を利用して購入される加入者の申込単位は、当該運営管理機関の取決めにしたがいます。
- (5) 申込手数料は、かかりません。  
※販売会社との間で結んだ「自動継続投資契約（販売会社により名称が異なる場合があります。以下同じ。）」に基づき収益分配金を再投資する場合も無手数料とします。
- (6) 申込代金（取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じた額）を販売会社が別に定める所定の方法によりお支払いいただきます。  
基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

- (7) ファンドは、収益分配金を自動的に無手数料でファンドに再投資する自動継続投資専用ファンドです。取得申込者は、販売会社との間で自動継続投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。
- (8) 申込期間中における取得申込みの受付時間は、原則として午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付として取扱います。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。

#### ■受益権の取得申込者の制限について

受益権の申込みを行う投資者は、確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等による取得の申込みに限るものとします。

ただし、委託会社または販売会社が取得する場合はこの限りではありません。

※前記において「申込」を「取得申込」または「購入申込」ということがあります。

## 2 【換金（解約）手続等】

### ・信託の一部解約（解約請求制）

- (1) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (2) 一部解約の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。解約代金は請求を受付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号 : 0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス : <https://www.myam.co.jp/>

- (3) 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (4) 一部解約の実行請求の受付時間は、原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- (6) 上記により、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記の規定に準じて計算された価額とします。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

■確定拠出年金制度を利用して購入された加入者の解約の受付は、当該運営管理機関の取決めにしたがつてください。

※前記において「解約」を「換金」ということがあります。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されます。

なお、ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

主な資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、基準価額計算日※の金融商品取引所の終値で評価します。 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
公社債等	原則として、基準価額計算日※における以下のいずれかの価額で評価します。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除きます。） ③価格情報会社の提供する価額 ※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。 また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額につきましては、取扱販売会社または下記委託会社にてご確認いただけます。また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号：0120-565787（受付時間は、営業日の午前9時～午後5時）

ホームページアドレス：<https://www.myam.co.jp/>

#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

この信託の期限は無期限です。

#### (4) 【計算期間】

ファンドの計算期間は、原則として毎年2月22日から翌年2月21日までとします。

※各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間終了日とします。

## (5) 【その他】

### ①信託の終了および繰上償還条項（信託契約の解約）

1. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 前2. から4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前2. から4. までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

### ②信託契約に関する監督官庁の命令

1. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
2. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款の規定にしたがいます。

### ③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

1. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
2. 前1. の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

### ④委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### ⑤受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

1. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
2. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### ⑥信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前①の事項（前①の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
3. 前1. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
5. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### ⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。



⑧他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

⑨公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。  
<https://www.myam.co.jp/>
2. 前1. の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑩運用報告書に記載すべき事項の提供

1. 委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託会社は、運用報告書を交付したものとみなします。
2. 前1. の規定にかかわらず、委託会社は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

⑪関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」は、契約期間満了日の3ヵ月前までに委託会社および販売会社いずれかから別段の意思表示がない限り、1年毎に自動更新されます。また、本契約が終了した場合は、受益者に対する支払事務等において受益者に不測の損害を与えぬよう協議します。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

##### (1) 収益分配金に対する請求権

- ①受益者は委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の収益分配金は、販売会社を通じて、決算日の基準価額で翌営業日に無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

##### (2) 償還金に対する請求権

- ①受益者はファンドにかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ②償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）の償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに）から、販売会社を通じて、受益者に支払いを開始します。
- ③受益者が、信託終了による償還金についてその支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、その金銭は、委託会社に帰属します。

##### (3) 換金(解約)請求権

受益者は、販売会社を通じて委託会社に換金（解約）請求する権利を有します。

##### (4) 帳簿閲覧請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

##### (5) 反対者の買取請求権

信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

ただし、この信託は、受益者が信託約款の規定による一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期計算期間(2022年2月22日から2023年2月21日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2023年4月21日

明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

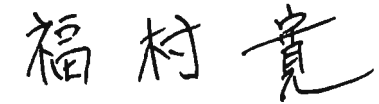
EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DC先進国コアファンドの2022年2月22日から2023年2月21日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田DC先進国コアファンドの2023年2月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 【財務諸表】

【明治安田DC先進国コアファンド】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6期 2022年2月21日現在	第7期 2023年2月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	171,791,021	132,826,228
親投資信託受益証券	425,849,123	607,498,225
未収入金	58,000	-
流動資産合計	597,698,144	740,324,453
資産合計	597,698,144	740,324,453
負債の部		
流動負債		
未払解約金	79,186	1,425,566
未払受託者報酬	97,920	114,975
未払委託者報酬	1,795,157	2,107,793
その他未払費用	28,039	32,453
流動負債合計	2,000,302	3,680,787
負債合計	2,000,302	3,680,787
純資産の部		
元本等		
元本	526,740,935	667,751,084
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	68,956,907	68,892,582
(分配準備積立金)	19,459,813	17,504,062
元本等合計	595,697,842	736,643,666
純資産合計	595,697,842	736,643,666
負債純資産合計	597,698,144	740,324,453

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第6期		第7期	
	自	2021年2月23日	自	2022年2月22日
	至	2022年2月21日	至	2023年2月21日
<b>営業収益</b>				
有価証券売買等損益		△2,974,599		△11,725,654
営業収益合計		△2,974,599		△11,725,654
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		190,700		215,250
委託者報酬		3,496,041		3,946,181
その他費用		206,891		295,253
営業費用合計		3,893,632		4,456,684
営業利益又は営業損失(△)		△6,868,231		△16,182,338
経常利益又は経常損失(△)		△6,868,231		△16,182,338
当期純利益又は当期純損失(△)		△6,868,231		△16,182,338
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		735,762		△1,066,885
期首剰余金又は期首欠損金(△)		68,414,882		68,956,907
剰余金増加額又は欠損金減少額		18,311,261		24,523,540
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		18,311,261		24,523,540
剰余金減少額又は欠損金増加額		10,165,243		9,472,412
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		10,165,243		9,472,412
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		68,956,907		68,892,582

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当ファンドの計算期間は 2022 年 2 月 22 日から 2023 年 2 月 21 日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第 6 期 2022 年 2 月 21 日現在		第 7 期 2023 年 2 月 21 日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	526,740,935 口	1. 計算期間の末日における受益権の総数	667,751,084 口
2. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.1309 円 (11,309 円)	2. 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額)	1.1032 円 (11,032 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 6 期 自 2021 年 2 月 23 日 至 2022 年 2 月 21 日		第 7 期 自 2022 年 2 月 22 日 至 2023 年 2 月 21 日	
分配金の計算過程		分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	1,484,696 円	A 費用控除後の配当等収益額	330,265 円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	-円
C 収益調整金額	49,497,094 円	C 収益調整金額	51,388,520 円
D 分配準備積立金額	17,975,117 円	D 分配準備積立金額	17,173,797 円
E 当ファンドの分配対象収益額	68,956,907 円	E 当ファンドの分配対象収益額	68,892,582 円
F 当ファンドの期末残存口数	526,740,935 口	F 当ファンドの期末残存口数	667,751,084 口
G 10,000 口当たり収益分配対象額	1,309 円	G 10,000 口当たり収益分配対象額	1,031 円
H 10,000 口当たり分配金額	-円	H 10,000 口当たり分配金額	-円
I 収益分配金金額	-円	I 収益分配金金額	-円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

	第 6 期 自 2021 年 2 月 23 日 至 2022 年 2 月 21 日	第 7 期 自 2022 年 2 月 22 日 至 2023 年 2 月 21 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券等は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は「(有価証券に関する注記)」の「売買目的有価証券」に記載しております。これらは価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、及び流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社においては運用部門から独立したリスク管理に関する委員会を設け投資	同左



<p>4. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p>	<p>リスクの管理を行っております。信託約款の遵守状況、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等モニターしており、ガイドラインに沿った運用を行っているかにつき定期的なフォロー及びチェックを実施しております。</p> <p>市場リスクについてはファンド運用状況の継続モニタリングを実施し、各種委員会においてパフォーマンス動向や業種配分等のポートフォリオ特性分析などファンドの運用状況を報告します。</p> <p>信用リスクについては格付けその他発行体等に関する情報を収集、分析のうえファンドの商品特性に照らして組入れ銘柄の信用リスク管理をしております。</p> <p>また、流動性リスクについては市場流動性の状況を把握し流動性リスクを管理しております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>
-------------------------------	---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

	第6期 2022年2月21日現在	第7期 2023年2月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>有価証券 売買目的有価証券</p> <p>同左</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第6期 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第7期 自 2022年2月22日 至 2023年2月21日
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	△6,432,339	1,303,575
合計	△6,432,339	1,303,575

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第6期 自 2021年2月23日 至 2022年2月21日	第7期 自 2022年2月22日 至 2023年2月21日

該当事項はありません。	同左
-------------	----

(その他の注記)  
元本の移動

(単位：円)

	第 6 期 自 2021 年 2 月 23 日 至 2022 年 2 月 21 日	第 7 期 自 2022 年 2 月 22 日 至 2023 年 2 月 21 日
期首元本額	479,856,905 円	526,740,935 円
期中追加設定元本額	117,767,771 円	214,488,407 円
期中一部解約元本額	70,883,741 円	73,478,258 円

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド	29,744,793	75,182,938	
	明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド	10,274,554	44,425,116	
	明治安田日本株式アルファ・マザーファンド	16,842,209	44,801,960	
	明治安田マネープール・マザーファンド	317,595,834	317,309,997	
	明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)	143,255,370	125,778,214	
合計		517,712,760	607,498,225	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）、明治安田マネープール・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	33,520,539
株式	8,180,492,800
未収入金	93,669,956
未収配当金	14,397,000
流動資産合計	8,322,080,295
資産合計	8,322,080,295
負債の部	
流動負債	
未払金	93,999,975
その他未払費用	16,430
流動負債合計	94,016,405
負債合計	94,016,405
純資産の部	
元本等	
元本	3,093,131,750
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	5,134,932,140
元本等合計	8,228,063,890
純資産合計	8,228,063,890
負債純資産合計	8,322,080,295

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年2月21日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年2月22日
期首元本額	3,189,958,569円
期末元本額	3,093,131,750円
期中追加設定元本額	4,637,186,334円
期中一部解約元本額	4,734,013,153円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	16,842,209円
明治安田DC日本株式アルファオープン	457,920,712円
明治安田日本株式アルファPファンド(適格機関投資家私募)	2,110,919,794円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファン ド(適格機関投資家私募)	507,449,035円
2. 1口当たり純資産額	2.6601円
(10,000口当たり純資産額)	(26,601円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	24,800	542.00	13,441,600	
I N P E X	22,600	1,465.00	33,109,000	
東急建設	2,300	676.00	1,554,800	
長谷工コーポレーション	5,500	1,549.00	8,519,500	
三井住友建設	43,300	423.00	18,315,900	
奥村組	6,700	3,305.00	22,143,500	
大和ハウス工業	11,000	3,108.00	34,188,000	
積水ハウス	19,200	2,551.50	48,988,800	
中電工	9,300	2,152.00	20,013,600	
日比谷総合設備	4,200	2,049.00	8,605,800	
インフロニア・ホールディングス	22,100	1,035.00	22,873,500	
日清製粉グループ本社	13,500	1,561.00	21,073,500	
カルビー	4,500	2,807.00	12,631,500	
ヤクルト本社	1,000	9,150.00	9,150,000	
アサヒグループホールディングス	8,300	4,736.00	39,308,800	
味の素	9,200	4,115.00	37,858,000	
東洋水産	7,000	5,520.00	38,640,000	
日本たばこ産業	28,900	2,782.00	80,399,800	
日本毛織	1,300	967.00	1,257,100	
帝人	16,100	1,463.00	23,554,300	
ワコールホールディングス	1,400	2,366.00	3,312,400	
日本製紙	15,400	1,057.00	16,277,800	
旭化成	5,300	956.70	5,070,510	
日本曹達	4,500	4,670.00	21,015,000	
デンカ	5,100	2,928.00	14,932,800	
信越化学工業	4,800	19,170.00	92,016,000	
日本パーカライジング	1,400	960.00	1,344,000	
三菱瓦斯化学	4,000	1,953.00	7,812,000	
三井化学	8,600	3,235.00	27,821,000	

東京応化工業	3,300	7,220.00	23,826,000
ダイセル	1,100	947.00	1,041,700
積水化学工業	19,100	1,808.00	34,532,800
アイカ工業	4,400	3,025.00	13,310,000
日本化薬	17,600	1,209.00	21,278,400
日油	7,000	5,960.00	41,720,000
花王	7,900	5,100.00	40,290,000
D I C	8,700	2,454.00	21,349,800
サカタインクス	4,100	1,030.00	4,223,000
東洋インキS Cホールディングス	10,800	1,924.00	20,779,200
富士フイルムホールディングス	3,900	6,367.00	24,831,300
資生堂	500	6,137.00	3,068,500
マンダム	4,900	1,433.00	7,021,700
ポーラ・オルビスホールディングス	11,700	1,737.00	20,322,900
ノエビアホールディングス	3,300	5,510.00	18,183,000
アース製薬	700	4,855.00	3,398,500
バルカー	3,900	3,240.00	12,636,000
ユニ・チャーム	6,500	5,019.00	32,623,500
協和キリン	14,600	2,948.00	43,040,800
武田薬品工業	25,900	4,305.00	111,499,500
アステラス製薬	26,700	1,904.50	50,850,150
塩野義製薬	300	6,116.00	1,834,800
中外製薬	100	3,562.00	356,200
ロート製薬	8,100	2,504.00	20,282,400
小野薬品工業	10,200	2,848.50	29,054,700
参天製薬	7,900	1,042.00	8,231,800
J C Rファーマ	2,900	1,531.00	4,439,900
ゼリア新薬工業	700	2,206.00	1,544,200
第一三共	25,100	4,275.00	107,302,500
キョーリン製薬ホールディングス	1,700	1,699.00	2,888,300
ペプチドリーム	10,500	1,845.00	19,372,500
出光興産	2,800	3,090.00	8,652,000
E N E O Sホールディングス	73,000	471.10	34,390,300
コスモエネルギーホールディングス	1,400	4,115.00	5,761,000
横浜ゴム	4,400	2,573.00	11,321,200
ブリヂストン	15,600	5,204.00	81,182,400

AGC	12,600	5,070.00	63,882,000
日本カーボン	3,100	4,145.00	12,849,500
日本特殊陶業	3,200	2,749.00	8,796,800
日本製鉄	17,900	3,078.00	55,096,200
JFEホールディングス	11,300	1,739.00	19,650,700
淀川製鋼所	3,100	2,682.00	8,314,200
丸一鋼管	4,900	2,860.00	14,014,000
大同特殊鋼	4,400	5,440.00	23,936,000
日本軽金属ホールディングス	12,100	1,473.00	17,823,300
住友金属鉱山	3,100	5,343.00	16,563,300
古河機械金属	10,100	1,413.00	14,271,300
住友電気工業	34,500	1,684.50	58,115,250
アサヒホールディングス	3,800	1,979.00	7,520,200
SUMCO	1,300	1,864.00	2,423,200
東洋製罐グループホールディングス	9,600	1,764.00	16,934,400
LIXIL	3,300	2,185.00	7,210,500
ノーリツ	10,900	1,611.00	17,559,900
リンナイ	1,500	9,770.00	14,655,000
オークマ	800	5,240.00	4,192,000
芝浦機械	4,800	2,943.00	14,126,400
アマダ	29,700	1,213.00	36,026,100
牧野フライス製作所	4,600	4,720.00	21,712,000
DMG森精機	3,400	2,159.00	7,340,600
SMC	300	65,760.00	19,728,000
小松製作所	28,700	3,327.00	95,484,900
住友重機械工業	2,900	3,010.00	8,729,000
クボタ	19,400	2,088.00	40,507,200
ダイキン工業	3,400	23,585.00	80,189,000
ダイフク	2,300	7,140.00	16,422,000
タダノ	2,300	1,025.00	2,357,500
セガサミーホールディングス	12,300	2,342.00	28,806,600
リケン	800	2,633.00	2,106,400
ツバキ・ナカシマ	400	949.00	379,600
ホンザキ	7,200	4,675.00	33,660,000
イビデン	800	4,495.00	3,596,000
日立製作所	18,100	7,003.00	126,754,300



東芝	1,300	4,311.00	5,604,300
三菱電機	4,800	1,545.50	7,418,400
富士電機	3,400	5,190.00	17,646,000
安川電機	8,200	5,020.00	41,164,000
山洋電気	2,100	5,690.00	11,949,000
日本電産	1,800	6,878.00	12,380,400
オムロン	2,700	7,105.00	19,183,500
I D E C	1,000	3,305.00	3,305,000
富士通	2,700	17,465.00	47,155,500
ルネサスエレクトロニクス	33,400	1,702.00	56,846,800
セイコーエプソン	2,300	1,871.00	4,303,300
パナソニック ホールディングス	4,600	1,181.50	5,434,900
ソニーグループ	20,500	11,350.00	232,675,000
TDK	9,500	4,545.00	43,177,500
ヒロセ電機	1,400	17,140.00	23,996,000
横河電機	10,100	2,049.00	20,694,900
日本光電工業	2,300	3,420.00	7,866,000
堀場製作所	200	7,160.00	1,432,000
アドバンテスト	7,000	10,090.00	70,630,000
キーエンス	2,600	57,850.00	150,410,000
シスメックス	3,800	8,148.00	30,962,400
レーザーテック	1,900	22,155.00	42,094,500
図研	1,200	3,460.00	4,152,000
ファナック	4,500	22,450.00	101,025,000
ローム	4,000	10,450.00	41,800,000
浜松ホトニクス	4,500	6,660.00	29,970,000
京セラ	1,900	6,740.00	12,806,000
村田製作所	7,800	7,433.00	57,977,400
S C R E E Nホールディングス	400	10,360.00	4,144,000
キヤノン	16,000	2,966.50	47,464,000
東京エレクトロン	1,600	45,360.00	72,576,000
デンソー	5,000	7,423.00	37,115,000
川崎重工業	7,900	2,996.00	23,668,400
日産自動車	11,900	537.80	6,399,820
いすゞ自動車	24,200	1,646.00	39,833,200
トヨタ自動車	148,300	1,890.00	280,287,000

三菱自動車工業	29,000	535.00	15,515,000
マツダ	15,600	1,195.00	18,642,000
本田技研工業	26,800	3,533.00	94,684,400
スズキ	1,700	4,777.00	8,120,900
SUBARU	14,600	2,212.00	32,295,200
豊田合成	10,600	2,175.00	23,055,000
テルモ	2,300	3,692.00	8,491,600
島津製作所	100	3,835.00	383,500
トプコン	7,400	1,702.00	12,594,800
オリンパス	18,700	2,302.50	43,056,750
タムロン	700	3,180.00	2,226,000
HOYA	5,700	13,310.00	75,867,000
朝日インテック	1,400	2,343.00	3,280,200
バンダイナムコホールディングス	200	8,540.00	1,708,000
アシックス	8,000	3,220.00	25,760,000
ローランド	2,900	3,915.00	11,353,500
ヤマハ	3,200	5,110.00	16,352,000
ピジョン	10,800	2,122.00	22,917,600
任天堂	18,200	5,412.00	98,498,400
電源開発	7,500	2,171.00	16,282,500
東京瓦斯	11,400	2,677.00	30,517,800
東邦瓦斯	4,500	2,591.00	11,659,500
静岡ガス	8,100	1,133.00	9,177,300
相鉄ホールディングス	700	2,280.00	1,596,000
東日本旅客鉄道	3,700	6,821.00	25,237,700
西日本旅客鉄道	3,800	5,184.00	19,699,200
東海旅客鉄道	1,700	15,145.00	25,746,500
鴻池運輸	2,700	1,471.00	3,971,700
ハマキョウレックス	300	3,180.00	954,000
阪急阪神ホールディングス	5,500	3,785.00	20,817,500
京阪ホールディングス	6,500	3,320.00	21,580,000
山九	4,200	4,925.00	20,685,000
丸全昭和運輸	2,300	3,060.00	7,038,000
ニッコンホールディングス	2,000	2,487.00	4,974,000
福山通運	2,100	3,365.00	7,066,500
九州旅客鉄道	10,900	2,909.00	31,708,100

S Gホールディングス	8,600	2,072.00	17,819,200
日本郵船	7,500	3,358.00	25,185,000
商船三井	9,800	3,455.00	33,859,000
日本航空	21,000	2,565.00	53,865,000
三菱倉庫	1,500	3,190.00	4,785,000
上組	8,600	2,666.00	22,927,600
グリーン	15,300	746.00	11,413,800
コムチュア	4,300	2,195.00	9,438,500
マクロミル	3,900	1,031.00	4,020,900
Appier Group	3,000	1,657.00	4,971,000
野村総合研究所	7,700	2,974.00	22,899,800
シンプレクス・ホールディングス	6,800	2,279.00	15,497,200
アルテリア・ネットワークス	1,900	1,278.00	2,428,200
フジ・メディア・ホールディングス	12,500	1,193.00	14,912,500
オービック	1,000	19,850.00	19,850,000
Zホールディングス	80,500	386.40	31,105,200
日本オラクル	1,800	9,390.00	16,902,000
伊藤忠テクノソリューションズ	4,500	3,055.00	13,747,500
大塚商会	5,500	4,595.00	25,272,500
エイベックス	200	1,604.00	320,800
日本電信電話	45,600	3,965.00	180,804,000
KDDI	17,300	4,009.00	69,355,700
ソフトバンク	23,800	1,534.00	36,509,200
光通信	1,800	20,270.00	36,486,000
ソフトバンクグループ	8,300	5,700.00	47,310,000
神戸物産	300	3,590.00	1,077,000
ダイワボウホールディングス	7,900	2,048.00	16,179,200
マクニカホールディングス	2,400	3,610.00	8,664,000
IDOM	11,200	867.00	9,710,400
伊藤忠商事	28,400	4,139.00	117,547,600
丸紅	28,100	1,773.00	49,821,300
豊田通商	3,800	5,610.00	21,318,000
兼松	15,600	1,631.00	25,443,600
三井物産	7,800	3,927.00	30,630,600
住友商事	44,400	2,385.50	105,916,200
三菱商事	33,600	4,756.00	159,801,600

岩谷産業	3,600	5,670.00	20,412,000
ミスミグループ本社	5,300	3,140.00	16,642,000
ローソン	1,500	5,390.00	8,085,000
エービーシー・マート	2,500	6,770.00	16,925,000
ジズホールディングス	1,800	3,535.00	6,363,000
MonotaRO	12,600	1,931.00	24,330,600
J. フロント リテイリング	30,000	1,247.00	37,410,000
ZOZO	7,800	3,040.00	23,712,000
ウエルシアホールディングス	7,700	2,991.00	23,030,700
ネクステージ	5,600	3,100.00	17,360,000
セブン&アイ・ホールディングス	15,100	6,069.00	91,641,900
FOOD & LIFE COMPANIES	3,100	3,465.00	10,741,500
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	14,800	2,527.00	37,399,600
ゼンショーホールディングス	2,400	3,790.00	9,096,000
日本瓦斯	14,500	1,870.00	27,115,000
しまむら	1,300	13,100.00	17,030,000
イオン	10,400	2,598.00	27,019,200
ニトリホールディングス	1,900	15,945.00	30,295,500
ファーストリテイリング	500	81,540.00	40,770,000
しずおかフィナンシャルグループ	13,200	1,111.00	14,665,200
めぶきフィナンシャルグループ	42,800	369.00	15,793,200
コンコルディア・フィナンシャルグループ	28,300	579.00	16,385,700
西日本フィナンシャルホールディングス	15,300	1,149.00	17,579,700
あおぞら銀行	8,700	2,660.00	23,142,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	177,900	983.20	174,911,280
りそなホールディングス	44,300	753.80	33,393,340
三井住友トラスト・ホールディングス	7,300	4,950.00	36,135,000
三井住友フィナンシャルグループ	19,400	5,929.00	115,022,600
千葉銀行	19,000	994.00	18,886,000
武蔵野銀行	5,700	2,518.00	14,352,600
山陰合同銀行	16,400	861.00	14,120,400
セブン銀行	78,300	272.00	21,297,600
みずほフィナンシャルグループ	31,400	2,128.50	66,834,900
京葉銀行	10,700	659.00	7,051,300
FPG	12,400	1,199.00	14,867,600

SBIホールディングス	8,800	2,964.00	26,083,200
ジャフコグループ	5,800	2,115.00	12,267,000
野村ホールディングス	43,600	572.00	24,939,200
SOMPOホールディングス	6,400	5,862.00	37,516,800
アニコムホールディングス	21,200	553.00	11,723,600
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	12,700	4,461.00	56,654,700
第一生命ホールディングス	20,100	2,909.50	58,480,950
東京海上ホールディングス	21,600	2,900.00	62,640,000
クレディセゾン	10,900	1,856.00	20,230,400
芙蓉総合リース	2,100	9,140.00	19,194,000
東京センチュリー	600	4,655.00	2,793,000
オリックス	16,800	2,418.00	40,622,400
三菱HCキャピタル	12,700	704.00	8,940,800
日本取引所グループ	14,600	1,977.00	28,864,200
大東建託	2,100	12,550.00	26,355,000
ヒューリック	14,600	1,086.00	15,855,600
オープンハウスグループ	4,200	4,855.00	20,391,000
ケイアイスター不動産	3,400	4,255.00	14,467,000
三井不動産	7,200	2,485.50	17,895,600
三菱地所	2,300	1,643.50	3,780,050
スターツコーポレーション	2,900	2,559.00	7,421,100
イオンモール	10,700	1,806.00	19,324,200
日本M&Aセンターホールディングス	15,300	1,189.00	18,191,700
オープンアップグループ	8,900	1,906.00	16,963,400
総合警備保障	2,100	3,510.00	7,371,000
カカクコム	8,900	1,911.00	17,007,900
ディップ	4,900	3,610.00	17,689,000
電通グループ	2,300	4,385.00	10,085,500
オリエンタルランド	3,600	21,135.00	76,086,000
リゾートトラスト	5,500	2,105.00	11,577,500
ユー・エス・エス	11,000	2,232.00	24,552,000
リクルートホールディングス	20,100	3,780.00	75,978,000
日本郵政	47,400	1,237.00	58,633,800
エアトリ	4,700	2,462.00	11,571,400
ソラスト	10,100	689.00	6,958,900

アイドマ・ホールディングス	1,100	4,400.00	4,840,000	
セコム	800	7,903.00	6,322,400	
メイテック	8,400	2,407.00	20,218,800	
ベネッセホールディングス	10,000	1,993.00	19,930,000	
合 計	3,148,200		8,180,492,800	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

貸借対照表

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	252,870,569
金銭信託	3,144,535,405
株式	20,418,722,803
投資証券	375,302,980
派生商品評価勘定	185,916,060
未収配当金	14,501,754
差入委託証拠金	1,006,302,871
流動資産合計	25,398,152,442
資産合計	25,398,152,442
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,746,758
未払解約金	4,590,000
その他未払費用	176,486
流動負債合計	25,513,244
負債合計	25,513,244
純資産の部	
元本等	
元本	5,868,091,199
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	19,504,547,999
元本等合計	25,372,639,198
純資産合計	25,372,639,198
負債純資産合計	25,398,152,442

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。</p>
<p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式及び投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)  
該当事項はありません。

(その他の注記)

2023 年 2 月 21 日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022 年 2 月 22 日
期首元本額	5,664,705,138 円
期末元本額	5,868,091,199 円
期中追加設定元本額	1,558,301,814 円
期中一部解約元本額	1,354,915,753 円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	10,274,554 円
明治安田DCハートフルライフ (プラン70)	188,469,356 円
明治安田DCグローバルバランスオープン	142,607,541 円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	4,966,688,804 円
明治安田DCハートフルライフ (プラン30)	53,617,124 円
明治安田DCハートフルライフ (プラン50)	191,746,582 円
明治安田VAハートフルライフ30 (適格機関投資家私募)	682,159 円
明治安田VAハートフルライフ50 (適格機関投資家私募)	1,366,070 円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファン	312,639,009 円



ド (適格機関投資家私募)	
2. 1口当たり純資産額	4.3238 円
(10,000口当たり純資産額)	(43,238 円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表  
(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	EOG RESOURCES INC	21,818	118.42	2,583,687.56	
	ECOLAB INC	8,350	162.41	1,356,123.50	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	2,800	96.50	270,200.00	
	VULCAN MATERIALS CO	4,900	185.65	909,685.00	
	AMETEK INC	16,405	146.49	2,403,168.45	
	CARRIER GLOBAL CORP	16,221	45.22	733,513.62	
	EATON CORP PLC	10,000	175.24	1,752,400.00	
	HEICO CORP-CLASS A	4,600	139.50	641,700.00	
	RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	15,289	101.51	1,551,986.39	
	WW GRAINGER INC	1,885	677.35	1,276,804.75	
	XYLEM INC	9,500	107.29	1,019,255.00	
	UNION PACIFIC CORP	6,360	201.59	1,282,112.40	
	APTIV PLC	12,155	119.64	1,454,224.20	
	TESLA INC	6,025	208.31	1,255,067.75	
	NIKE INC -CL B	7,000	124.84	873,880.00	
	BOOKING HOLDINGS INC	799	2,462.01	1,967,145.99	
	BRIGHT HORIZONS FAMILY SOLUT	3,536	79.87	282,420.32	
	STARBUCKS CORP	3,785	107.10	405,373.50	
	ALPHABET INC-CL A	55,600	94.35	5,245,860.00	
	META PLATFORMS INC-CLASS A	8,520	172.88	1,472,937.60	
	PINTEREST INC- CLASS A	4,800	24.43	117,264.00	
	SEA LTD-ADR	1,920	65.01	124,819.20	
	WALT DISNEY CO/THE	10,100	105.22	1,062,722.00	
	AMAZON.COM INC	30,880	97.20	3,001,536.00	
	DOLLAR TREE INC	10,505	148.04	1,555,160.20	
	HOME DEPOT INC	4,301	317.95	1,367,502.95	
	MERCADOLIBRE INC	470	1,100.87	517,408.90	
	WALMART INC	15,000	146.44	2,196,600.00	
PEPSICO INC	10,883	176.28	1,918,455.24		
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	4,625	252.88	1,169,570.00		

PROCTER & GAMBLE CO/THE	14,945	140.01	2,092,449.45
ABBOTT LABORATORIES	13,800	106.74	1,473,012.00
ALIGN TECHNOLOGY INC	2,250	316.71	712,597.50
INTUITIVE SURGICAL INC	2,650	238.91	633,111.50
UNITEDHEALTH GROUP INC	6,852	499.08	3,419,696.16
ABBVIE INC	11,800	151.31	1,785,458.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	11,235	148.26	1,665,701.10
DANAHER CORP	6,270	256.29	1,606,938.30
GILEAD SCIENCES INC	6,400	84.76	542,464.00
JOHNSON & JOHNSON	4,860	160.39	779,495.40
PFIZER INC	41,600	43.21	1,797,536.00
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	3,820	559.70	2,138,054.00
ZOETIS INC	7,454	172.03	1,282,311.62
CITIGROUP INC	17,133	51.42	880,978.86
JPMORGAN CHASE & CO	17,434	142.24	2,479,812.16
US BANCORP	31,320	48.60	1,522,152.00
AMERICAN EXPRESS CO	12,705	177.30	2,252,596.50
BLACKROCK INC	1,440	716.16	1,031,270.40
CME GROUP INC	2,460	188.64	464,054.40
S&P GLOBAL INC	5,810	360.83	2,096,422.30
SCHWAB (CHARLES) CORP	22,900	80.32	1,839,328.00
TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	17,700	72.57	1,284,489.00
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	2,900	101.53	294,437.00
ACCENTURE PLC-CL A	7,430	277.05	2,058,481.50
DOCUSIGN INC	1,600	64.47	103,152.00
MICROSOFT CORP	34,173	258.06	8,818,684.38
PAYPAL HOLDINGS INC	6,650	74.66	496,489.00
ROPER TECHNOLOGIES INC	3,434	427.68	1,468,653.12
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	12,235	61.74	755,388.90
SYNOPSIS INC	2,000	354.45	708,900.00
VISA INC-CLASS A SHARES	14,202	223.56	3,174,999.12
APPLE INC	50,420	152.55	7,691,571.00
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	9,767	185.78	1,814,513.26
VERIZON COMMUNICATIONS INC	14,500	40.22	583,190.00
NEXTERA ENERGY INC	30,158	76.07	2,294,119.06
SEMPRA ENERGY	4,400	158.49	697,356.00

	NVIDIA CORP	13,250	213.88	2,833,910.00	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	11,140	175.32	1,953,064.80	
	米ドル 小計	790,129		111,295,422.31 (14,949,201,124)	
カナダドル	SUNCOR ENERGY INC	68,915	44.59	3,072,919.85	
	BANK OF NOVA SCOTIA	18,100	72.95	1,320,395.00	
	SHOPIFY INC - CLASS A	6,250	58.70	366,875.00	
	カナダドル 小計	93,265		4,760,189.85 (475,066,947)	
ユーロ	TOTALENERGIES SE	36,408	58.92	2,145,159.36	
	AIR LIQUIDE SA	3,300	152.08	501,864.00	
	KONINKLIJKE DSM NV	8,766	124.75	1,093,558.50	
	SMURFIT KAPPA GROUP PLC	39,214	36.09	1,415,233.26	
	COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	14,086	54.32	765,151.52	
	TELEPERFORMANCE	4,289	254.50	1,091,550.50	
	DEUTSCHE POST AG-REG	17,761	40.90	726,424.90	
	DR ING HC F PORSCHE AG	6,160	114.50	705,320.00	
	ADIDAS AG	1,792	140.78	252,277.76	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	1,114	813.60	906,350.40	
	PUMA AG	3,909	61.46	240,247.14	
	PERNOD-RICARD SA	4,696	198.05	930,042.80	
	EUROFINS SCIENTIFIC	8,165	69.30	565,834.50	
	UCB SA	4,124	78.60	324,146.40	
	SOCIETE GENERALE	28,393	27.72	787,195.92	
	ALLFUNDS GROUP PLC	28,500	7.68	219,022.50	
	BANCA GENERALI SPA	25,744	33.16	853,671.04	
	AXA SA	51,718	28.29	1,463,102.22	
	WORLDLINE SA	8,745	41.16	359,944.20	
	ASML HOLDING NV	5,531	603.60	3,338,511.60	
	ユーロ 小計	302,415		18,684,608.52 (2,680,307,092)	
イギリスポンド	COMPASS GROUP PLC	70,658	19.09	1,348,861.22	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	8,472	56.98	482,734.56	
	イギリスポンド 小計	79,130		1,831,595.78 (296,059,141)	
スイスフラン	VAT GROUP AG	992	284.20	281,926.40	

	CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	13,975	143.65	2,007,508.75	
	NESTLE SA-REG	18,640	109.54	2,041,825.60	
	LONZA GROUP AG-REG	1,106	563.80	623,562.80	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,403	915.40	1,284,306.20	
	スイスフラン 小計	36,116		6,239,129.75 (907,543,813)	
スウェーデンク ローナ	ATLAS COPCO AB-A SHS	68,164	125.62	8,562,761.68	
	HEXAGON AB-B SHS	79,646	118.00	9,398,228.00	
	スウェーデンクローナ 小計	147,810		17,960,989.68 (233,313,255)	
ノルウェークロ ローネ	MOWI ASA	24,984	175.80	4,392,187.20	
	ノルウェークローネ 小計	24,984		4,392,187.20 (57,669,417)	
デンマーククロ ローネ	NOVO NORDISK A/S-B	3,600	983.70	3,541,320.00	
	ORSTED A/S	2,707	637.40	1,725,441.80	
	デンマーククローネ 小計	6,307		5,266,761.80 (101,490,499)	
オーストラリア ドル	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	28,496	34.18	973,993.28	
	BHP GROUP LTD	57,424	48.46	2,782,767.04	
	SONIC HEALTHCARE LTD	22,781	32.77	746,533.37	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	18,000	30.30	545,400.00	
	オーストラリアドル 小計	126,701		5,048,693.69 (468,619,748)	
香港ドル	HSBC HOLDINGS PLC	64,000	58.75	3,760,000.00	
	AIA GROUP LTD	129,655	83.25	10,793,778.75	
	香港ドル 小計	193,655		14,553,778.75 (249,451,767)	
	合 計	1,800,512		20,418,722,803 (20,418,722,803)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

(2)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	投資証券	CROWN CASTLE INC	11,118	1,564,080.24	
		PROLOGIS INC	9,815	1,230,015.80	

米ドル合計	20,933	2,794,096.04 (375,302,980)	
合計		375,302,980 (375,302,980)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	株式 68 銘柄	58.9%	—	71.8%
	投資証券 2 銘柄	—	1.5%	1.8%
カナダドル	株式 3 銘柄	1.9%	—	2.3%
ユーロ	株式 20 銘柄	10.6%	—	12.9%
イギリスポンド	株式 2 銘柄	1.2%	—	1.4%
スイスフラン	株式 5 銘柄	3.6%	—	4.4%
スウェーデンクローナ	株式 2 銘柄	0.9%	—	1.1%
ノルウェークローネ	株式 1 銘柄	0.2%	—	0.3%
デンマーククローネ	株式 2 銘柄	0.4%	—	0.5%
オーストラリアドル	株式 4 銘柄	1.8%	—	2.3%
香港ドル	株式 2 銘柄	1.0%	—	1.2%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2023年2月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	4,284,974,825	—	4,453,300,431	168,325,606
合計		4,284,974,825	—	4,453,300,431	168,325,606

(注) 時価の算定方法

##### 株価指数先物取引

原則として、計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

\*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

(2023年2月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
----	----	------	----	------

			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,241,211,943		3,238,055,639	△3,156,304
	米ドル	2,598,229,623		2,593,637,189	△4,592,434
	ユーロ	642,982,320		644,418,450	1,436,130
	合計	3,241,211,943		3,238,055,639	△3,156,304

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ② 計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
    - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
    - ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

\* 上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	60,118,202
金銭信託	135,819,379
国債証券	21,053,371,269
地方債証券	392,966,592
特殊債券	165,250,329
未収利息	97,413,959
前払費用	10,296,846
流動資産合計	21,915,236,576
資産合計	21,915,236,576
負債の部	
流動負債	
未払解約金	5,930,000
その他未払費用	8,516
流動負債合計	5,938,516
負債合計	5,938,516
純資産の部	
元本等	
元本	8,667,978,895
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	13,241,319,165
元本等合計	21,909,298,060
純資産合計	21,909,298,060
負債純資産合計	21,915,236,576



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年2月21日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年2月22日
期首元本額	8,953,614,086円
期末元本額	8,667,978,895円
期中追加設定元本額	1,408,852,323円
期中一部解約元本額	1,694,487,514円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	29,744,793円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	126,456,702円
明治安田DCグローバルバランスオープン	209,620,232円
明治安田外国債券オープン	206,431,751円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	88,571,796円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	159,657,566円
明治安田DC外国債券オープン	4,007,248,800円
明治安田外国債券オープン(毎月分配型)	2,595,801,255円
グローバル・インカム・プラス(毎月分配型)	273,379,279円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	1,137,957円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	1,139,975円
明治安田VA外国債券オープン(適格機関投資家私募)	5,026,012円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	963,762,777円
2. 1口当たり純資産額	2.5276円
(10,000口当たり純資産額)	(25,276円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.375%	1,370,000.00	1,300,349.41	
		US TREASURY N/B 0.625%	8,640,000.00	6,887,700.00	
		US TREASURY N/B 1.5%	4,020,000.00	3,442,753.12	
		US TREASURY N/B 1.75%	1,220,000.00	1,166,910.94	
		US TREASURY N/B 1.875%	11,560,000.00	8,368,356.25	
		US TREASURY N/B 2.25%	2,870,000.00	2,655,534.77	
		US TREASURY N/B 2.375%	2,210,000.00	2,015,071.10	
		US TREASURY N/B 2.375%	2,220,000.00	1,639,331.25	
		US TREASURY N/B 2.5%	4,480,000.00	4,348,050.02	
		US TREASURY N/B 2.625%	6,630,000.00	6,495,846.12	
		US TREASURY N/B 2.625%	4,720,000.00	4,376,509.36	
		US TREASURY N/B 2.75%	14,710,000.00	13,928,531.25	
		US TREASURY N/B 2.75%	4,780,000.00	4,374,446.87	
		US TREASURY N/B 2.75%	4,300,000.00	3,547,164.08	
		US TREASURY N/B 2%	6,420,000.00	6,185,268.75	
		US TREASURY N/B 2%	850,000.00	817,112.30	
		US TREASURY N/B 2%	870,000.00	592,823.43	
		US TREASURY N/B 3.125%	2,450,000.00	2,352,000.00	
		US TREASURY N/B 3.75%	1,930,000.00	1,849,633.57	
	US TREASURY N/B 4.75%	1,775,000.00	1,966,367.18		
	国債証券 小計		88,025,000.00	78,309,759.77 (10,518,566,932)	
	地方債証券	ONTARIO PROVINCE 3.2%	3,000,000.00	2,925,600.00	
	地方債証券 小計		3,000,000.00	2,925,600.00 (392,966,592)	
米ドル合計			91,025,000.00	81,235,359.77 (10,911,533,524)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 2.5%	770,000.00	719,411.00	
		CANADA-GOV' T 2%	680,000.00	518,452.40	

		CANADA-GOV' T 5.75%	1,410,000.00	1,604,453.10	
	国債証券 小計		2,860,000.00	2,842,316.50	(283,663,186)
	特殊債券	CAN HOUSING TRUS 0.95%	1,000,000.00	931,020.00	
	特殊債券 小計		1,000,000.00	931,020.00	(92,915,796)
カナダドル合計			3,860,000.00	3,773,336.50	(376,578,982)
メキシコ ペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	27,700,000.00	25,762,385.00	
メキシコペソ合計			27,700,000.00	25,762,385.00	(188,366,830)
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0%	2,890,000.00	2,540,454.50	
		BELGIAN 0347 0.9%	1,670,000.00	1,487,218.50	
		BELGIAN 0348 1.7%	1,010,000.00	717,605.00	
		BTPS 0.25%	1,290,000.00	1,086,696.00	
		BTPS 0%	2,130,000.00	2,052,042.00	
		BTPS 1.1%	2,250,000.00	2,038,725.00	
		BTPS 1.45%	1,260,000.00	905,940.00	
		BTPS 1.65%	1,040,000.00	880,568.00	
		BTPS 2.45%	1,660,000.00	1,163,826.00	
		BTPS 3.85%	520,000.00	474,760.00	
		BTPS 5%	650,000.00	695,695.00	
		BUNDESOBL-180 0%	3,270,000.00	3,119,383.80	
		DEUTSCHLAND REP 0%	1,790,000.00	1,284,450.30	
		DEUTSCHLAND REP 0%	2,130,000.00	1,075,948.20	
		DEUTSCHLAND REP 6.25%	9,670,000.00	9,942,017.10	
		FRANCE O. A. T. 0.5%	2,080,000.00	1,809,808.00	
		FRANCE O. A. T. 0.5%	1,710,000.00	1,104,831.00	
		FRANCE O. A. T. 0.75%	690,000.00	376,671.00	
		FRANCE O. A. T. 0%	1,490,000.00	1,442,171.00	
		FRANCE O. A. T. 0%	3,640,000.00	2,935,296.00	
		FRANCE O. A. T. 0%	110,000.00	84,942.00	
		FRANCE O. A. T. 1.25%	1,280,000.00	1,065,728.00	
		FRANCE O. A. T. 1.25%	2,080,000.00	1,662,752.00	
IRISH GOVT 0.9%	3,610,000.00	3,286,905.00			
NETHERLANDS GOVT 0.5%	1,360,000.00	951,048.00			

		REP OF POLAND 3.375%	800,000.00	800,160.00	
		SPANISH GOV' T 0.8%	3,510,000.00	3,170,934.00	
		SPANISH GOV' T 1.25%	1,200,000.00	1,038,240.00	
		SPANISH GOV' T 2.7%	2,020,000.00	1,669,530.00	
		SPANISH GOV' T 4.7%	190,000.00	213,484.00	
ユーロ合計			59,000,000.00	51,077,829.40	(7,327,114,627)
イギリス ポンド	国債証券	UK TSY GILT 1.75%	4,060,000.00	2,626,617.00	
		UK TSY GILT 1%	2,280,000.00	2,210,688.00	
		UK TSY GILT 1%	1,260,000.00	1,016,757.00	
イギリスポンド合計			7,600,000.00	5,854,062.00	(946,250,581)
スウェー デンクロー ーナ	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 0.75%	1,880,000.00	1,709,596.80	
		SWEDISH GOVRMNT 3.5%	1,480,000.00	1,662,306.40	
スウェーデンクローナ合計			3,360,000.00	3,371,903.20	(43,801,022)
ノルウェ ークロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV' T 1.375%	4,300,000.00	3,766,370.00	
ノルウェークローネ合計			4,300,000.00	3,766,370.00	(49,452,438)
ポーランド ズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	3,980,000.00	3,185,990.00	
ポーランドズロチ合計			3,980,000.00	3,185,990.00	(96,370,144)
オースト ラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1.5%	1,950,000.00	1,635,646.35	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	2,130,000.00	2,106,633.90	
	国債証券 小計		4,080,000.00	3,742,280.25	(347,358,452)
	特殊債券	TREAS CORP VICT 2.25%	1,000,000.00	779,299.00	
	特殊債券 小計		1,000,000.00	779,299.00	(72,334,533)
オーストラリアドル合計			5,080,000.00	4,521,579.25	(419,692,985)
シンガポ ールドル	国債証券	SINGAPORE GOV' T 2.875%	1,060,000.00	1,036,362.00	
シンガポールドル合計			1,060,000.00	1,036,362.00	(104,216,562)

マレーシア リング ット	国債証券	MALAYSIA GOVT 3.844%	3,690,000.00	3,644,701.56	
		MALAYSIA GOVT 3.899%	470,000.00	474,370.06	
マレーシアリングット合計			4,160,000.00	4,119,071.62	(124,789,334)
イスラエル シュケ ル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	2,410,000.00	2,030,304.50	
イスラエルシュケル合計			2,410,000.00	2,030,304.50	(76,218,849)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	15,550,000.00	15,389,741.70	
		CHINA GOVT BOND 3.02%	32,640,000.00	33,005,796.48	
人民元合計			48,190,000.00	48,395,538.18	(947,202,312)
合計				21,611,588,190	(21,611,588,190)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 20 銘柄	48.0%	48.7%
	地方債証券 1 銘柄	1.8%	1.8%
カナダドル	国債証券 3 銘柄	1.3%	1.3%
	特殊債券 1 銘柄	0.4%	0.4%
メキシコペソ	国債証券 1 銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	国債証券 30 銘柄	33.4%	33.9%
イギリスポンド	国債証券 3 銘柄	4.3%	4.4%
スウェーデンクローナ	国債証券 2 銘柄	0.2%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 1 銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1 銘柄	0.4%	0.4%
オーストラリアドル	国債証券 2 銘柄	1.6%	1.6%
	特殊債券 1 銘柄	0.3%	0.3%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	0.5%	0.5%
マレーシアリングット	国債証券 2 銘柄	0.6%	0.6%
イスラエルシュケル	国債証券 1 銘柄	0.3%	0.4%
人民元	国債証券 2 銘柄	4.3%	4.4%

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

貸借対照表

（単位：円）

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	1,433,361,693
金銭信託	19,442,190
国債証券	4,125,104,094
派生商品評価勘定	120,982
未収利息	2,367,918
前払費用	15,245,714
流動資産合計	5,595,642,591
資産合計	5,595,642,591
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	62,050,885
未払金	1,423,082,658
その他未払費用	40,256
流動負債合計	1,485,173,799
負債合計	1,485,173,799
純資産の部	
元本等	
元本	4,681,886,909
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△571,418,117
元本等合計	4,110,468,792
純資産合計	4,110,468,792
負債純資産合計	5,595,642,591

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023 年 2 月 21 日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022 年 2 月 22 日
期首元本額	6,185,926,623 円
期末元本額	4,681,886,909 円
期中追加設定元本額	9,587,775,129 円
期中一部解約元本額	11,091,814,843 円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	143,255,370 円
明治安田ダウンスайдリスク抑制型グローバル・バランスPファンド (適格機関投資家私募)	4,538,631,539 円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	571,418,117 円
3. 1口当たり純資産額	0.8780 円
(10,000口当たり純資産額)	(8,780 円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	国債証券	US TREASURY N/B 0.625%	2,350,000.00	1,863,109.37	
		US TREASURY N/B 1.25%	335,000.00	317,340.52	
		US TREASURY N/B 1.375%	2,860,000.00	1,903,464.05	
		US TREASURY N/B 2.25%	1,090,000.00	788,632.03	
		US TREASURY N/B 2.375%	3,650,000.00	3,331,195.30	
		US TREASURY N/B 2.75%	1,300,000.00	1,292,662.10	
		US TREASURY N/B 2.75%	3,830,000.00	3,626,531.25	
		US TREASURY N/B 3.125%	2,680,000.00	2,572,800.00	
		US TREASURY N/B 3.75%	260,000.00	249,173.42	
米ドル合計			18,355,000.00	15,944,908.04 (2,141,720,047)	
カナダドル	国債証券	CANADA-GOV' T 2%	680,000.00	637,534.00	
		CANADA-GOV' T 2%	170,000.00	129,613.10	
		CANADA-GOV' T 3%	90,000.00	88,056.00	
カナダドル合計			940,000.00	855,203.10 (85,349,269)	
メキシコペソ	国債証券	MEXICAN BONOS 7.75%	5,680,000.00	5,282,684.00	
メキシコペソ合計			5,680,000.00	5,282,684.00 (38,625,400)	
ユーロ	国債証券	BELGIAN 0%	380,000.00	334,039.00	
		BELGIAN 0348 1.7%	319,000.00	226,649.50	
		BTPS 1.1%	620,000.00	561,782.00	
		BTPS 1.35%	540,000.00	455,220.00	
		BTPS 1.45%	220,000.00	158,180.00	
		BTPS 2.8%	10,000.00	9,523.00	
		BTPS 3.85%	390,000.00	356,070.00	
		BTPS 4.5%	900,000.00	910,296.00	
		BUNDESUBL-178 0%	1,550,000.00	1,521,914.00	

		BUNDESOBL-180 0%	620,000.00	591,442.80	
		BUNDESOBL-185 0%	80,000.00	72,025.60	
		DEUTSCHLAND REP 0%	660,000.00	473,596.20	
		DEUTSCHLAND REP 1.25%	150,000.00	118,029.00	
		FRANCE O. A. T. 0.5%	455,000.00	293,975.50	
		FRANCE O. A. T. 0.75%	390,000.00	212,901.00	
		FRANCE O. A. T. 0%	10,000.00	8,948.00	
		FRANCE O. A. T. 0%	1,190,000.00	918,918.00	
		IRISH GOVT 1.1%	380,000.00	342,931.00	
		IRISH GOVT 1.7%	130,000.00	108,394.00	
		IRISH GOVT 1%	10,000.00	9,440.00	
		NETHERLANDS GOVT 0.5%	270,000.00	188,811.00	
		SPANISH GOV' T 0.5%	300,000.00	248,130.00	
		SPANISH GOV' T 0.8%	470,000.00	424,598.00	
		SPANISH GOV' T 2.7%	230,000.00	190,095.00	
		SPANISH GOV' T 3.8%	115,000.00	115,999.35	
		SPANISH GOV' T 4.65%	320,000.00	331,632.00	
		SPANISH GOV' T 4.7%	150,000.00	168,540.00	
ユーロ合計			10,859,000.00	9,352,079.95	(1,341,555,868)
イギリス ポンド	国債証券	TREASURY 4.5%	150,000.00	162,045.00	
		UK TSY GILT 1.75%	920,000.00	595,194.00	
		UK TSY GILT 1%	244,000.00	236,582.40	
イギリスポンド合計			1,314,000.00	993,821.40	(160,641,291)
スウェー デンクロー ーナ	国債証券	SWEDISH GOVRMNT 3.5%	340,000.00	381,881.20	
		スウェーデンクローナ合計	340,000.00	381,881.20	(4,960,636)
ノルウェ ークロー ネ	国債証券	NORWEGIAN GOV' T 1.375%	770,000.00	674,443.00	
		ノルウェークローネ合計	770,000.00	674,443.00	(8,855,436)
ポーラン ドズロチ	国債証券	POLAND GOVT BOND 2.75%	770,000.00	616,385.00	
ポーランドズロチ合計			770,000.00	616,385.00	(18,644,475)

オーストラリアドル	国債証券	AUSTRALIAN GOVT. 1%	470,000.00	382,902.42	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	440,000.00	435,173.20	
		AUSTRALIAN GOVT. 2.75%	150,000.00	122,799.45	
		AUSTRALIAN GOVT. 3.25%	240,000.00	234,456.00	
オーストラリアドル合計			1,300,000.00	1,175,331.07	(109,094,229)
シンガポールドル	国債証券	SINGAPORE GOV' T 3.5%	182,000.00	184,275.00	
シンガポールドル合計			182,000.00	184,275.00	(18,530,694)
イスラエルシェケル	国債証券	(DIRTY) ISRAEL FIXED 1%	470,000.00	395,951.50	
イスラエルシェケル合計			470,000.00	395,951.50	(14,864,256)
人民元	国債証券	CHINA GOVT BOND 2.37%	3,330,000.00	3,295,681.02	
		CHINA GOVT BOND 3.02%	5,950,000.00	6,016,681.65	
人民元合計			9,280,000.00	9,312,362.67	(182,262,493)
合計				4,125,104,094	(4,125,104,094)

(注1)通貨種類毎の小計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の( )内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(注3)通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。

#### 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	国債証券 9銘柄	52.1%	52%
カナダドル	国債証券 3銘柄	2.1%	2.1%
メキシコペソ	国債証券 1銘柄	0.9%	0.9%
ユーロ	国債証券 27銘柄	32.6%	32.5%
イギリスポンド	国債証券 3銘柄	3.9%	3.9%
スウェーデンクローナ	国債証券 1銘柄	0.1%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券 1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券 1銘柄	0.5%	0.5%
オーストラリアドル	国債証券 4銘柄	2.7%	2.6%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	0.5%	0.4%
イスラエルシェケル	国債証券 1銘柄	0.4%	0.4%
人民元	国債証券 2銘柄	4.4%	4.4%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2023年2月21日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	4,082,264,854		4,144,194,757	△61,929,903
	米ドル	2,115,465,129		2,149,912,844	△34,447,715
	カナダドル	84,868,824		85,695,288	△826,464
	メキシコペソ	37,676,385		38,948,618	△1,272,233
	ユーロ	1,330,699,621		1,349,387,713	△18,688,092
	イギリスポンド	159,601,415		161,716,185	△2,114,770
	スウェーデンクローナ	5,070,234		5,213,996	△143,762
	ノルウェークローネ	8,876,691		8,966,506	△89,815
	ポーランドズロチ	18,745,513		19,099,820	△354,307
	オーストラリアドル	107,908,165		109,648,323	△1,740,158
	シンガポールドル	18,427,806		18,655,731	△227,925
	イスラエルシェケル	15,047,945		15,039,221	8,724
人民元	179,877,126		181,910,512	△2,033,386	
合計		4,082,264,854		4,144,194,757	△61,929,903

(注) 時価の算定方法

為替予約取引

- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
  - ①計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
  - ②計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によって評価しております。
    - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物売買相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートを用いて評価しております。
    - ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いて評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

\*上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはございません。

明治安田マネープール・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年2月21日現在

資産の部	
流動資産	
金銭信託	3,405,428,185
特殊債券	8,724,896,800
未収利息	8,300,456
前払費用	4,942,606
流動資産合計	12,143,568,047
資産合計	12,143,568,047
負債の部	
流動負債	
その他未払費用	222,254
流動負債合計	222,254
負債合計	222,254
純資産の部	
元本等	
元本	12,153,802,585
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	△10,456,792
元本等合計	12,143,345,793
純資産合計	12,143,345,793
負債純資産合計	12,143,568,047

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	特殊債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

2023年2月21日現在	
1. 元本の移動	
期首	2022年2月22日
期首元本額	1,678,968,080円
期末元本額	12,153,802,585円
期中追加設定元本額	10,487,154,760円
期中一部解約元本額	12,320,255円
元本の内訳※	
明治安田米国リート・インカム・プレミアム・ファンド（毎月決算型）	29,892,273円
明治安田DC先進国コアファンド	317,595,834円
東洋ベトナム株式ファンド2021	4,998,501円
明治安田Nextグローバル・リート（予想分配金提示型）	5,000,000円
明治安田Nextグローバル・リート（資産成長型）	5,000,000円
中国A株再生可能エネルギー関連プレミアムα	5,000円
東洋ベトナム株式オープン	500,201円
明治安田NBコーポレート・ハイブリッド証券ファンド2022-12（限定追加型）	10,007,005円
明治安田NBグローバル好利回り社債ファンド2023-02（限定追加型）	10,009,009円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	11,770,794,762円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	10,456,792円
3. 1口当たり純資産額	0.9991円
（10,000口当たり純資産額）	（9,991円）

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
特殊債券	政府保証第19回日本政策投資銀行社債	100,000,000	100,039,000	
	政府保証第28回日本政策投資銀行債券	100,000,000	100,833,000	
	政府保証第184回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,015,000	
	政府保証第189回日本高速道路保有・債務返済機構債券	600,000,000	600,576,000	
	政府保証第190回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,162,000	
	政府保証第193回日本高速道路保有・債務返済機構債券	143,000,000	143,444,730	
	政府保証第197回日本高速道路保有・債務返済機構債券	136,000,000	136,590,240	
	政府保証第200回日本高速道路保有・債務返済機構債券	400,000,000	401,916,000	
	政府保証第202回日本高速道路保有・債務返済機構債券	115,000,000	115,552,000	
	政府保証第207回日本高速道路保有・債務返済機構債券	192,000,000	193,123,200	
	政府保証第213回日本高速道路保有・債務返済機構債券	200,000,000	201,404,000	
	政府保証第218回日本高速道路保有・債務返済機構債券	234,000,000	235,937,520	
	政府保証第220回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,856,000	
	政府保証第222回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券	261,000,000	263,202,840	
	政府保証第225回日本高速道路保有・債務返済機構債券	500,000,000	504,080,000	
	政府保証第227回日本高速道路保有・債務返済機構債券	266,000,000	268,215,780	
	政府保証第231回日本高速道路保有・債務返済機構債券	300,000,000	302,478,000	
	政府保証第234回日本高速道路保有・債務返済機構債券	100,000,000	100,797,000	
	政府保証第50回地方公共団体金融機構債券	300,000,000	301,065,000	
	政府保証第51回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	401,584,000	
政府保証第52回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	401,796,000		

政府保証第53回地方公共団体金融機構債券	121,000,000	121,538,450	
政府保証第54回地方公共団体金融機構債券	105,000,000	105,514,500	
政府保証第55回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,567,000	
政府保証第56回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,676,000	
政府保証第57回地方公共団体金融機構債券	239,000,000	240,543,940	
政府保証第58回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,678,000	
政府保証第59回地方公共団体金融機構債券	400,000,000	403,012,000	
政府保証第60回地方公共団体金融機構債券	241,000,000	242,952,100	
政府保証第63回地方公共団体金融機構債券	694,000,000	699,517,300	
政府保証第64回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,810,000	
政府保証第65回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,846,000	
政府保証第67回地方公共団体金融機構債券	100,000,000	100,790,000	
政府保証第25回日本政策金融公庫債券	100,000,000	100,006,000	
政府保証第26回日本政策金融公庫債券	200,000,000	200,736,000	
政府保証第31回日本政策金融公庫債券	100,000,000	100,810,000	
政府保証第56回日本政策金融公庫債券	130,000,000	129,888,200	
政府保証第16回民間都市開発債券	500,000,000	502,290,000	
政府保証第221回預金保険機構債	200,000,000	200,054,000	
合計	8,677,000,000	8,724,896,800	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。



## 【中間財務諸表】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第8期中間計算期間(2023年2月22日から2023年8月21日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2023年10月20日

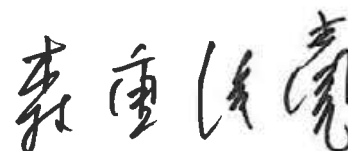
明治安田アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士



## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている明治安田DC先進国コアファンドの2023年2月22日から2023年8月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、明治安田DC先進国コアファンドの2023年8月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年2月22日から2023年8月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

明治安田アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【明治安田DC先進国コアファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第7期計算期間末 2023年2月21日現在	第8期中間計算期間末 2023年8月21日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	132,826,228	-
コール・ローン	-	277,415,639
親投資信託受益証券	607,498,225	472,780,205
流動資産合計	740,324,453	750,195,844
資産合計	740,324,453	750,195,844
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,425,566	6,066,759
未払受託者報酬	114,975	120,811
未払委託者報酬	2,107,793	2,214,746
未払利息	-	817
その他未払費用	32,453	20,075
流動負債合計	3,680,787	8,423,208
負債合計	3,680,787	8,423,208
純資産の部		
元本等		
元本	667,751,084	663,697,668
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	68,892,582	78,074,968
(分配準備積立金)	17,504,062	16,095,512
元本等合計	736,643,666	741,772,636
純資産合計	736,643,666	741,772,636
負債純資産合計	740,324,453	750,195,844

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期中間計算期間 自 2022年2月22日 至 2022年8月21日	第8期中間計算期間 自 2023年2月22日 至 2023年8月21日
営業収益		
受取利息	-	295
有価証券売買等損益	2,698,383	11,751,722
営業収益合計	2,698,383	11,752,017
営業費用		
支払利息	-	34,911
受託者報酬	98,567	120,811
委託者報酬	1,807,070	2,214,746
その他費用	145,738	54,915
営業費用合計	2,051,375	2,425,383
営業利益又は営業損失(△)	647,008	9,326,634
経常利益又は経常損失(△)	647,008	9,326,634
中間純利益又は中間純損失(△)	647,008	9,326,634
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	△113,880	590,755
期首剰余金又は期首欠損金(△)	68,956,907	68,892,582
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,930,750	6,174,753
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,930,750	6,174,753
剰余金減少額又は欠損金増加額	3,390,689	5,728,246
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	3,390,689	5,728,246
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金(△)	73,257,856	78,074,968

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。
3. その他	当中間計算期間は、2023年2月22日から2023年8月21日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

第7期計算期間末 2023年2月21日現在		第8期中間計算期間末 2023年8月21日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	667,751,084 口	1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	663,697,668 口
2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1032 円 (11,032 円)	2. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1176 円 (11,176 円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第7期計算期間末 2023年2月21日現在	第8期中間計算期間末 2023年8月21日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	有価証券 売買目的有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	有価証券 売買目的有価証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

(単位：円)

	第7期計算期間 自2022年2月22日 至2023年2月21日	第8期中間計算期間 自2023年2月22日 至2023年8月21日
期首元本額	526,740,935 円	667,751,084 円
期中追加設定元本額	214,488,407 円	51,326,988 円
期中一部解約元本額	73,478,258 円	55,380,404 円

(参考)

当ファンドは「明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド(為替ヘッジ型)」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	35,033,540
株式	10,508,912,870
未収配当金	18,865,110
流動資産合計	10,562,811,520
資産合計	10,562,811,520
負債の部	
流動負債	
未払利息	103
流動負債合計	103
負債合計	103
純資産の部	
元本等	
元本	3,509,857,866
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	7,052,953,551
元本等合計	10,562,811,417
純資産合計	10,562,811,417
負債純資産合計	10,562,811,520

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 国内株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2023年8月21日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年2月22日
期首元本額	3,093,131,750円
期末元本額	3,509,857,866円
期中追加設定元本額	1,695,950,937円
期中一部解約元本額	1,279,224,821円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	51,732,105円
明治安田DC日本株式アルファオープン	445,569,046円
明治安田日本株式アルファPファンド（適格機関投資家私募）	2,136,877,819円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド（適格機関投資家私募）	875,678,896円
2. 1口当たり純資産額	3.0095円
(10,000口当たり純資産額)	(30,095円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額



貸借対照表

(単位：円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	399,798,452
国債証券	18,790,860,490
特殊債券	893,059,754
社債券	25,564,228,900
未収入金	5,334,679,930
未収利息	78,864,859
前払費用	18,044,254
流動資産合計	51,079,536,639
資産合計	51,079,536,639
負債の部	
流動負債	
未払金	5,127,594,010
未払解約金	302,580,000
未払利息	1,178
流動負債合計	5,430,175,188
負債合計	5,430,175,188
純資産の部	
元本等	
元本	32,493,175,159
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	13,156,186,292
元本等合計	45,649,361,451
純資産合計	45,649,361,451
負債純資産合計	51,079,536,639

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2. 費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2023年8月21日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年2月22日
期首元本額	30,436,193,774円
期末元本額	32,493,175,159円
期中追加設定元本額	8,707,068,403円
期中一部解約元本額	6,650,087,018円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	124,187,026円
明治安田日本債券オープン(年1回決算型)	4,570,704,409円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	482,120,523円
明治安田DCグローバルバランスオープン	719,303,956円
明治安田日本債券オープン(毎月決算型)	8,599,801,541円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	981,851,768円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	1,189,981,765円
明治安田DC日本債券オープン	12,304,548,318円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	12,745,986円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	8,715,477円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	3,499,214,390円
2. 1口当たり純資産額	1.4049円
(10,000口当たり純資産額)	(14,049円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

貸借対照表

(単位：円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	505,910,308
コール・ローン	2,118,679,466
株式	25,297,649,137
投資証券	322,386,352
派生商品評価勘定	40,765,344
未収入金	81,546,855
未収配当金	14,102,722
差入委託証拠金	1,464,788,070
流動資産合計	29,845,828,254
資産合計	29,845,828,254
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	110,531,887
未払金	75,900
未払解約金	208,700,000
未払利息	6,244
流動負債合計	319,314,031
負債合計	319,314,031
純資産の部	
元本等	
元本	5,988,729,099
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	23,537,785,124
元本等合計	29,526,514,223
純資産合計	29,526,514,223
負債純資産合計	29,845,828,254

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 運用資産の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>(2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、金融商品取引業者等から提示される気配相場、または運用会社等が公表する基準価額に基づいて評価しております。</p> <p>(3) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場に基づいて評価しております。</p> <p>(4) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
<p>2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。</p>
<p>3. 費用・収益の計上基準</p>	<p>(1) 受取配当金の計上基準 外国株式についての受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。 外国投資証券についての受取配当金は原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には入金時に計上しております。</p> <p>(2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(3) 派生商品取引等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(4) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

2023年8月21日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023年2月22日
期首元本額	5,868,091,199円
期末元本額	5,988,729,099円
期中追加設定元本額	1,107,140,002円
期中一部解約元本額	986,502,102円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	13,486,340円
明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	180,047,799円
明治安田DCグローバルバランスオープン	184,597,633円
明治安田DC外国株式リサーチオープン	4,992,670,674円
明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	46,350,230円
明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	182,791,338円
明治安田VAハートフルライフ30(適格機関投資家私募)	597,857円
明治安田VAハートフルライフ50(適格機関投資家私募)	1,231,537円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファンド(適格機関投資家私募)	386,955,691円

2. 1口当たり純資産額	4.9303円
(10,000口当たり純資産額)	(49,303円)

(注) \*は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
預金	475,545
コール・ローン	195,589,485
国債証券	19,438,612,421
地方債証券	678,421,766
特殊債券	170,695,195
社債券	392,647,372
派生商品評価勘定	1,302,399
未収入金	200,648,249
未収利息	89,675,126
前払費用	22,857,749
流動資産合計	21,190,925,307
資産合計	21,190,925,307
負債の部	
流動負債	
未払解約金	174,780,000
未払利息	576
流動負債合計	174,780,576
負債合計	174,780,576
純資産の部	
元本等	
元本	7,688,642,944
剰余金	
剰余金又は欠損金(△)	13,327,501,787
元本等合計	21,016,144,731
純資産合計	21,016,144,731
負債純資産合計	21,190,925,307

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。 (2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。
3. 費用・収益の計上基準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。 (2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

(その他の注記)

2023 年 8 月 21 日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023 年 2 月 22 日
期首元本額	8,667,978,895 円
期末元本額	7,688,642,944 円
期中追加設定元本額	767,214,639 円
期中一部解約元本額	1,746,550,590 円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	16,830,468 円
明治安田DCハートフルライフ (プラン70)	130,179,917 円
明治安田DCグローバルバランスオープン	219,349,185 円
明治安田外国債券オープン	196,107,763 円
明治安田DCハートフルライフ (プラン30)	84,963,943 円
明治安田DCハートフルライフ (プラン50)	161,566,851 円
明治安田DC外国債券オープン	3,972,613,807 円
明治安田外国債券オープン (毎月分配型)	2,452,939,373 円
明治安田VAハートフルライフ30 (適格機関投資家私募)	1,102,312 円
明治安田VAハートフルライフ50 (適格機関投資家私募)	1,135,129 円
明治安田VA外国債券オープン (適格機関投資家私募)	4,474,985 円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファン ド (適格機関投資家私募)	447,379,211 円
2. 1口当たり純資産額	2.7334 円
(10,000口当たり純資産額)	(27,334円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）

貸借対照表

（単位：円）

2023年8月21日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,537,669
国債証券	1,016,484,316
派生商品評価勘定	1,064,901
未収入金	51,243,888
未収利息	5,477,664
前払費用	641,385
流動資産合計	1,081,449,823
資産合計	1,081,449,823
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	17,121,516
未払解約金	53,000,000
未払利息	19
流動負債合計	70,121,535
負債合計	70,121,535
純資産の部	
元本等	
元本	1,186,934,903
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	△175,606,615
元本等合計	1,011,328,288
純資産合計	1,011,328,288
負債純資産合計	1,081,449,823



注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 国債証券 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。</p>
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p> <p>なお、外貨建資産等の会計処理は「投資信託財産計算規則」第 60 条及び第 61 条に基づいております。</p>
3. 費用・収益の計上基準	<p>(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p> <p>(2) 為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。</p>

(その他の注記)

2023 年 8 月 21 日現在	
1. 元本の移動	
期首	2023 年 2 月 22 日
期首元本額	4,681,886,909 円
期末元本額	1,186,934,903 円
期中追加設定元本額	5,574,178 円
期中一部解約元本額	3,500,526,184 円
元本の内訳※	
明治安田DC先進国コアファンド	35,354,984 円
明治安田ダウンサイドリスク抑制型グローバル・バランスPファン ド(適格機関投資家私募)	1,151,579,919 円
2. 元本の欠損	
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	175,606,615 円
3. 1口当たり純資産額	0.8521 円
(10,000口当たり純資産額)	(8,521 円)

(注) ※は当該親信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## 2 【ファンドの現況】

(2023年8月31日現在)

### 【純資産額計算書】

#### 明治安田DC先進国コアファンド

I 資産総額	752,454,156 円
II 負債総額	469,014 円
III 純資産総額 (I - II)	751,985,142 円
IV 発行済口数	664,062,459 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.1324 円
(1万口当たり純資産額)	(11,324 円)

(参考)

#### 純資産額計算書

#### I. 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

I 資産総額	11,049,678,291 円
II 負債総額	57,362,584 円
III 純資産総額 (I - II)	10,992,315,707 円
IV 発行済口数	3,510,287,461 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.1315 円
(1万口当たり純資産額)	(31,315 円)

#### II. 明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	50,388,616,689 円
II 負債総額	4,705,134,204 円
III 純資産総額 (I - II)	45,683,482,485 円
IV 発行済口数	32,505,117,665 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.4054 円
(1万口当たり純資産額)	(14,054 円)

Ⅲ. 明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	34,440,279,468 円
II 負債総額	35,662,809 円
III 純資産総額 (I - II)	34,404,616,659 円
IV 発行済口数	6,707,813,996 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	5.1290 円
(1万口当たり純資産額)	(51,290 円)

Ⅳ. 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド

I 資産総額	21,324,115,442 円
II 負債総額	430,538 円
III 純資産総額 (I - II)	21,323,684,904 円
IV 発行済口数	7,674,272,418 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.7786 円
(1万口当たり純資産額)	(27,786 円)

Ⅴ. 明治安田外国債券マザーファンド (為替ヘッジ型)

I 資産総額	2,255,857,844 円
II 負債総額	1,237,412,965 円
III 純資産総額 (I - II)	1,018,444,879 円
IV 発行済口数	1,186,617,483 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.8583 円
(1万口当たり純資産額)	(8,583 円)

Ⅵ. 明治安田マネープール・マザーファンド

I 資産総額	7,901,203,856 円
II 負債総額	607 円
III 純資産総額 (I - II)	7,901,203,249 円
IV 発行済口数	7,907,845,773 口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	0.9992 円
(1万口当たり純資産額)	(9,992 円)

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

##### (1) 名義書換の事務等

該当事項はありません。

委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

##### (2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

##### (3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

②前項の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

##### (4) 受益権の譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

##### (5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

##### (6) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

##### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額

2023年8月31日現在の資本金の額： 10億円

会社が発行する株式総数： 33,220株

発行済株式総数： 18,887株

＜過去5年間における資本金の額の推移＞

該当事項はありません。

###### (2) 委託会社の機構

###### ①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、法令、定款に定める事項ならびに本会社の業務執行に関する重要事項を決定するほか、執行役員を選任し、本会社の業務執行を委任します。執行役員は取締役会において決定された基本方針に則り、本会社の業務執行を行います。

###### ②投資運用の意思決定機構

1. 投資政策委員会にて、マクロ経済環境・市況環境に関する分析、資産配分・資産毎の運用戦略に関する検討を行います。
2. ファンドの運用担当者は、投資政策委員会における分析・検討等を踏まえて運用計画を策定し、運用計画に基づき、有価証券等の売買をトレーディング部門に指図します。
3. ファンドの運用の基本規程等の遵守状況の管理、運用資産のリスク管理は、運用部門から独立したコンプライアンス・リスク管理部、運用企画部が中心となって行います。
4. 投資管理委員会にて、ファンドの運用パフォーマンスの評価等を行い、これを運用部門にフィードバックすることにより、より精度の高い運用体制を維持するよう努めています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）およびその受益権の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2023年8月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託は以下の通りです（ただし、親投資信託を除きます。）。

種類		本数	純資産総額
株式投資信託	追加型	155 本	1,697,240,837,375 円
	単位型	25 本	426,253,833,623 円
公社債投資信託	単位型	18 本	35,865,913,722 円
合計		198 本	2,159,360,584,720 円

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1. 財務諸表の作成方法について

委託会社である明治安田アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2. 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 独立監査人の監査報告書

2023年6月2日

明治安田アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

熊木孝雄

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

小林広樹

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている明治安田アセットマネジメント株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、明治安田アセットマネジメント株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	8,881,852	8,159,062
前払費用	200,271	179,217
未収委託者報酬	1,515,280	1,563,160
未収運用受託報酬	312,387	361,904
未収投資助言報酬	32,339	24,256
未収還付法人税等	-	4,412
その他	9,953	4,395
流動資産合計	10,952,085	10,296,408
固定資産		
有形固定資産		
建物	※ <sup>1</sup> 657,578	※ <sup>1</sup> 607,478
器具備品	※ <sup>1</sup> 273,616	※ <sup>1</sup> 276,216
建設仮勘定	-	6,519
有形固定資産合計	931,194	890,213
無形固定資産		
ソフトウェア	176,635	136,499
ソフトウェア仮勘定	27,900	109,350
無形固定資産合計	204,535	245,849
投資その他の資産		
投資有価証券	6,531	7,430
長期差入保証金	300,000	300,000
長期前払費用	19,485	6,571
前払年金費用	240,647	231,980
繰延税金資産	29,735	76,854
投資その他の資産合計	596,399	622,836
固定資産合計	1,732,130	1,758,899
資産合計	12,684,216	12,055,307

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	760,150	1,096,807
未払金	1,014,467	1,245,866
未払手数料	500,292	536,736
その他未払金	514,174	709,129
未払費用	40,746	40,398
未払法人税等	336,717	28,605
未払消費税等	254,752	18,799
賞与引当金	165,699	161,326
前受収益	3,666	4,400
流動負債合計	2,576,200	2,596,204
固定負債		
長期未払金	86,543	34,593
資産除去債務	228,039	228,527
固定負債合計	314,582	263,121
負債合計	2,890,782	2,859,325
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000,000	1,000,000
資本剰余金		
資本準備金	660,443	660,443
その他資本剰余金	2,854,339	2,854,339
資本剰余金合計	3,514,783	3,514,783
利益剰余金		
利益準備金	83,040	83,040
その他利益剰余金		
別途積立金	3,092,001	3,092,001
繰越利益剰余金	2,103,933	1,506,551
利益剰余金合計	5,278,975	4,681,593
株主資本合計	9,793,758	9,196,377
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△325	△395
評価・換算差額等合計	△325	△395
純資産合計	9,793,433	9,195,981
負債・純資産合計	12,684,216	12,055,307

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 至	2021年4月1日 2022年3月31日)	(自 至	2022年4月1日 2023年3月31日)
営業収益				
委託者報酬		7,916,562		7,810,512
受入手数料		40,707		46,755
運用受託報酬		2,132,888		2,254,971
投資助言報酬		438,441		109,615
その他収益		10,000		11,333
営業収益合計		10,538,599		10,233,188
営業費用				
支払手数料		2,129,117		2,116,950
広告宣伝費		46,842		55,964
公告費		250		125
調査費		2,446,317		2,731,969
調査費		803,814		1,117,746
委託調査費		1,642,503		1,614,223
委託計算費		439,674		470,893
営業雑経費		145,382		141,118
通信費		21,451		16,614
印刷費		106,245		97,238
協会費		10,338		10,902
諸会費		7,239		7,797
営業雑費		106		8,564
営業費用合計		5,207,584		5,517,022
一般管理費				
給料		2,193,365		2,295,942
役員報酬		65,537		99,248
給料・手当		1,647,697		1,710,552
賞与		444,284		450,959
その他報酬給与		35,846		35,181
賞与引当金繰入		165,699		161,326
法定福利費		326,765		349,559
福利厚生費		31,829		41,214
交際費		2,525		2,290
寄付金		11,484		12,935
旅費交通費		6,856		13,772
租税公課		84,051		75,751
不動産賃借料		450,152		448,574
退職給付費用		56,072		84,351
固定資産減価償却費		203,922		191,988
事務委託費		275,646		395,265
諸経費		73,144		60,540
一般管理費合計		3,881,516		4,133,514
営業利益		1,449,498		582,651

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業外収益		
受取利息	107	101
受取配当金	270	11
投資有価証券売却益	145	-
保険契約返戻金・配当金	※ <sup>1</sup> 1,810	※ <sup>2</sup> 2,013
為替差益	155	-
雑益	1,551	1,051
営業外収益合計	4,039	3,178
営業外費用		
投資有価証券売却損	-	22
投資有価証券償還損	-	264
為替差損	-	928
雑損失	524	676
営業外費用合計	524	1,892
経常利益	1,453,013	583,937
税引前当期純利益	1,453,013	583,937
法人税、住民税及び事業税	462,476	223,449
法人税等調整額	△14,436	△47,087
法人税等合計	448,039	176,361
当期純利益	1,004,974	407,576

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益準備金	利益剰余金			株主資本 合計
		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	1,952,160	5,127,202	9,641,986
当期変動額					
剰余金の配当			△853,201	△853,201	△853,201
当期純利益			1,004,974	1,004,974	1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	151,772	151,772	151,772
当期末残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	251	251	9,642,237
当期変動額			
剰余金の配当			△853,201
当期純利益			1,004,974
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△577	△577	△577
当期変動額合計	△577	△577	151,195
当期末残高	△325	△325	9,793,433

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
当期末残高	1,000,000	660,443	2,854,339	3,514,783

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	83,040	3,092,001	2,103,933	5,278,975	9,793,758
当期変動額					
剰余金の配当			△1,004,958	△1,004,958	△1,004,958
当期純利益			407,576	407,576	407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	△597,381	△597,381	△597,381
当期末残高	83,040	3,092,001	1,506,551	4,681,593	9,196,377

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△325	△325	9,793,433
当期変動額			
剰余金の配当			△1,004,958
当期純利益			407,576
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△69	△69	△69
当期変動額合計	△69	△69	△597,451
当期末残高	△395	△395	9,195,981

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
2. 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産 定額法 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～18年 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準 (1) 賞与引当金は、従業員賞与の支給に充てるため、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金は、従業員に対する退職金の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を、簡便法により計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準 投資信託委託業務及び投資顧問業務については、日々の純資産総額に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額を収益として認識しています。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、財務諸表に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしております。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度にかかるものについては記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
建物	67,791千円	117,891千円
器具備品	322,366千円	314,492千円

(損益計算書関係)

※1 各科目に含まれている関係会社に対するものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
保険契約返戻金・配当金	1,810千円	2,013千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月30日 定時株主総会	普通 株式	853,201,338円	45,174円00銭	2021年 3月31日	2021年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	18,887株	-	-	18,887株

2. 自己株式に関する事項  
該当事項はありません。
3. 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月30日 定時株主総会	普通 株式	1,004,958,383円	53,209円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	407,562,573円	21,579円00銭	2023年 3月31日	2023年 6月29日

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1年内	470,945	476,805
1年超	1,092,037	635,740
合計	1,562,983	1,112,545

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用について財務内容の健全性を損なうことのないよう、主に安全性の高い金融資産で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びに金融商品にかかるリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、主に当社が運用指図を行う信託財産より支弁され、当社は当該信託財産の内容を把握しており、当該営業債権の回収にかかるリスクは僅少であり



ます。また、営業債権である未収投資助言報酬は、顧客の信用リスクに晒されており、投資助言先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。未収入金は、取引先の信用リスクに晒されており、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、四半期ごとに回収可能性を把握する体制としております。

投資有価証券は全て事業推進目的で保有している証券投資信託であり、基準価額の変動リスクにさらされております。価格変動リスクについては、定期的に時価の把握を行い管理をしております。差入保証金は、賃貸借契約先に対する敷金であり、差入先の信用リスクに晒されております。差入先の信用リスクについては、資産の自己査定及び・償却引当規程に従い、定期的に管理をしております。営業債務である未払手数料、並びにその他未払金は、1年以内の支払期日です。また、長期未払金は、本社家賃のフリーレント期間分のうち1年超の支払期日分です。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬、預り金、未払手数料及びその他未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

前事業年度 (2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	6,531	6,531	-
(2) 長期差入保証金	300,000	284,045	△15,954
資産計	306,531	290,576	△15,954
(1) 長期未払金	86,543	86,624	△81
負債計	86,543	86,624	△81

当事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券 その他有価証券	7,430	7,430	-
(2) 長期差入保証金	300,000	285,178	△14,821
資産計	307,430	292,609	△14,821
(1) 長期未払金	34,593	34,616	22
負債計	34,593	34,616	22

(注) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度 (2022年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	960	3,595	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	300,960	3,595	-

当事業年度 (2023年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの	-	1,971	3,466	-
長期差入保証金	-	300,000	-	-
合計	-	301,971	3,466	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

投資有価証券はすべて投資信託であり、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従い、経過措置を適用した投資信託は記載しておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は6,531千円であります。

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券	-	7,430	-	7,430
資産計	-	7,430	-	7,430

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券 解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限のない投資信託は基準価額を用いて評価しており、活発な市場における相場価格とはいえないことから、レベル2の時価に分類しております。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2022年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	284,045	284,045
資産計	-	-	284,045	284,045
長期未払金	-	-	86,624	86,624
負債計	-	-	86,624	86,624

当事業年度（2023年3月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期差入保証金	-	-	285,178	285,178
資産計	-	-	285,178	285,178
長期未払金	-	-	34,616	34,616
負債計	-	-	34,616	34,616

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期差入保証金 長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

長期未払金 長期未払金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度 (2022年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	1,008	1,000	8
小計	1,008	1,000	8
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,523	6,000	△476
小計	5,523	6,000	△476
合計	6,531	7,000	△468

当事業年度 (2023年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	2,207	2,000	207
小計	2,207	2,000	207
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他(投資信託)	5,223	6,000	△776
小計	5,223	6,000	△776
合計	7,430	8,000	△569

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	2,145	145	-

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
その他(投資信託)	977	-	22

3. 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社はデリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。  
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△223,189	千円
退職給付費用	56,072	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△73,530	〃
前払年金費用の期末残高	△240,647	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	764,992	千円
年金資産	△1,005,913	〃
	△240,920	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃
前払年金費用	△240,647	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△240,647	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	56,072	千円
----------------	--------	----

当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を併用しております。  
なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金(前払年金費用)及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

前払年金費用の期首残高	△240,647	千円
退職給付費用	84,351	〃
退職給付の支払額	-	〃
制度への拠出額	△75,683	〃
前払年金費用の期末残高	△231,980	〃

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	842,277	千円
年金資産	△1,074,530	〃
	△232,253	〃
非積立型制度の退職給付債務	273	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃
前払年金費用	△231,980	〃
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△231,980	〃

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	84,351	千円
----------------	--------	----

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)		当事業年度 (2023年3月31日)	
繰延税金資産				
賞与引当金繰入限度超過額	50,737	千円	49,398	千円
未払事業税	23,129	〃	8,166	〃
資産除去債務	69,825	〃	69,975	〃
ソフトウェア	16,720	〃	93,111	〃
未払賃借料	42,406	〃	26,499	〃
その他	33,836	〃	29,452	〃
繰延税金資産小計	236,654	〃	276,603	〃
評価性引当額	△69,825	〃	△69,975	〃
繰延税金資産合計	166,829	〃	206,628	〃
繰延税金負債				
資産除去費用	△63,406	〃	△58,741	〃
前払年金費用	△73,686	〃	△71,032	〃
繰延税金負債合計	△137,093	〃	△129,774	〃
繰延税金資産の純額	29,735	〃	76,854	〃

(表示方法の変更)

前事業年度において、「その他」に含めていた「ソフトウェア」(前事業年度 16,720 千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記の組替えを行っております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度および当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の 100 分の 5 以下であるため注記を省略しています。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社施設の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主たる資産の取得から耐用年数満了時(15年)としており、割引率は0.214%を適用しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
期首残高	227,552	千円	228,039	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	〃	-	〃
時の経過による調整額	486	〃	488	〃
資産除去債務の履行による減少額	-	〃	-	〃
期末残高	228,039	〃	228,527	〃

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）の4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社の事業は、資産運用サービスの提供を行う単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,916,562	40,707	2,132,888	438,441	10,000	10,538,599

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託 (運用業務)	投資信託 (販売業務)	投資顧問 (投資一任)	投資顧問 (投資助言)	その他収益	合計
外部顧客への 営業収益	7,810,512	46,755	2,254,971	109,615	11,333	10,233,188

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれん償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	150,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	159,741	未収運用受託報酬	175,715
							支払手数料	547,750	未払手数料	163,207

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	100,000	生命保険業	(被所有)直接92.86	資産運用サービスの提供、当社投信商品の販売、及び役員の兼任	運用受託報酬	450,439	未収運用受託報酬	231,200
							支払手数料	552,479	未払手数料	169,612

(注1) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

運用受託報酬並びに支払手数料については、契約に基づき決定しております。

(注2) 上記取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

明治安田生命保険相互会社（非上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	518,527円74銭	486,894円79銭
1株当たり当期純利益金額	53,209円83銭	21,579円74銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 算定上の基礎は、以下のとおりであります。

## 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額 (千円)	9,793,433	9,195,981
普通株式に係る純資産額 (千円)	9,793,433	9,195,981
差額の主な内訳	-	-
普通株式の発行済株式数 (株)	18,887	18,887
普通株式の自己株式数 (株)	-	-
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数 (株)	18,887	18,887

## 1株当たり当期純利益金額

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益 (千円)	1,004,974	407,576
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益 (千円)	1,004,974	407,576
普通株式の期中平均株式数 (株)	18,887	18,887

(重要な後発事象)

該当事項はありません。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

##### (1) 定款の変更、その他重要事項

###### (イ) 定款の変更

2023年6月29日付で当社株券を不発行とする定款の変更を行いました。

###### (ロ) その他の重要事項

2023年7月28日開催の取締役会において、アリアンツ・グローバル・インベスターズ・グループと富国生命がそれぞれ保有する当社株式について、明治安田生命を譲受人とする株式譲渡が承認されました。これを受け、2023年8月29日付で明治安田生命は当社の100%株主となりました。

##### (2) 訴訟事件その他会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

追加型証券投資信託

明治安田DC先進国コアファンド

約 款

明治安田アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
明治安田DC先進国コアファンド  
運用の基本方針

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンド（以下、それぞれをあるいは総称して「マザーファンド」、「各マザーファンド」ということがあります。）の各受益証券を投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、直接あるいはマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本および先進国の伝統的資産（株式、債券）へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の獲得を目指します。
- ② リスク水準を一定範囲内に抑えるよう基本資産配分を決定し、当社運用プロセスに基づき各マザーファンドの資産配分比率を見直します。また、市場環境によっては、定量判断により資産配分比率を大幅に変更して、リスク水準をより引き下げた運用を行う場合があります。なお、基本資産配分比率は原則として年 1 回見直します。
- ③ 実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジは行いません。ただし、「明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）」における為替ヘッジ等は除きます。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託（ETF）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑧ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑨ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑩ （削除）
- ⑪ （削除）

3. 収益分配方針

年 1 回（毎年 2 月 21 日。休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づいて分配を行います。

- ① 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- ③ 収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
明治安田DC先進国コアファンド  
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、明治安田アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第33条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口を、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第30条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第32条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機

関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があつた場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額および手数料)

第12条 委託者および委託者の指定する販売会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者および委託者の指定する販売会社(以下「指定販売会社」といいます。以下同じ。)が定める申込単位をもって取得申込に応じることができるものとします。また、指定販売会社と別に定める自動継続投資約款にしたがつて契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対し、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 第1項の取得申込者は委託者および指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者および指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第4項に規定する手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ④ 前項の手数料の額は当該取得申込金額に応じ、委託者および指定販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額(信託契約締結日前の取得申込については、1口につき1円とします。)に乗じて得た額とします。
- ⑤ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第46条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとし、ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとし、
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとし、

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条に定めるものに限り、
  - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
- ニ. 金銭債権
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、明治安田日本株式アルファ・マザーファンド、明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド、明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）および明治安田マネープール・マザーファンド（その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とした親投資信託である証券投資信託であり、以下、それぞれを総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（短期社債等を除く）に投資することを指図しません。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約

## 権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
20. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）
21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
22. 外国の者に対する権利で第20号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第13号ならびに第18号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第14号および第15号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
  1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
  7. 流動性のある外国の者に対する貸付債権
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。（利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第33条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

- ② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。
- ③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、

信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条および第16条に掲げる資産への投資等ならびに第22条、第24条から第26条、第28条から第30条、第32条、第36条から第38条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。

- ④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

（信用リスク集中回避のための投資制限）

第19条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

（投資する株式等の範囲）

第20条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（同一銘柄の株式等への投資制限）

第21条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。
- ③ 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（信用取引の指図範囲）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとし、

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとし、

（同一銘柄の転換社債等への投資制限）

第23条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図を行いません。

- ② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

（先物取引等の運用指図・目的・範囲）

第24条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに



掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。))および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。))ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。))。

- ② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第25条 委託者は、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。))を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

第26条 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(デリバティブ取引等に係る投資制限)

第27条 デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(有価証券の貸付けの指図および範囲)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の空売りの指図範囲)

第29条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない有価証券または第30条の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(有価証券の借入れ)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第31条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図および範囲)

第32条 委託者は、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の買予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額と、信託財産に係る為替の売予約とマザーファンドの信託財産に係る為替予約の売予約のうち信託財産に属するとみなした額の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- ④ 第2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信託業務の委託等)

第33条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第34条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、信託財産に属する旨の記載または記録に代えてその計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第37条 委託者は、前条の規定によるマザーファンド受益証券の一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めません。

(信託の計算期間)

第41条 この信託の計算期間は、毎年2月22日から翌年2月21日までとするを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成29年2月21日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下、本項において「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務の諸費用)

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に係る監査費用（当該監査費用に係る消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。）および受託者が立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に規定する信託財産にかかる監査費用は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月終了日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の58の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日のときは、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- ③ 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第46条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じたものとします。当該取得により増加した

受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了日における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第49条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第49条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項は除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者および指定販売会社の営業所等において行うものとします。
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

（収益分配金および償還金の時効）

第47条 受益者が、収益分配金については第46条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については、第46条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第48条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第46条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第46条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

（信託契約の一部解約）

第49条 受益者（委託者および指定販売会社を含みます。以下本条において同じ。）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に、委託者および指定販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。また、委託者および指定販売会社のうち、別に定める契約に係る受益権については1口の整数倍をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 信託契約の一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者および指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。
- ⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

（質権口記載又は記録の受益権の取扱い）

第50条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

(信託契約の解約)

第51条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回る事となった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第54条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わ

せて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第57条 この信託は、受益者が第49条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第58条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第59条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.myam.co.jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第60条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供することができます。この場合において、委託者は、運用報告書を交付したものとみなします。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(附則)

第1条 第46条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 第26条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係

る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第3条 第26条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項によりこの信託契約を締結します。

平成 28 年 3 月 25 日

東京都港区虎ノ門三丁目4番7号  
委託者 明治安田アセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 石川 昌秀

東京都千代田区丸の内一丁目2番4号  
受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社  
取締役社長 若林 辰雄



親投資信託 明治安田日本株式アルファ・マザーファンド

運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

TOPIX（東証株価指数）の動きを上回る投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主としてTOPIX（東証株価指数）構成銘柄に分散投資し、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② TOPIX（東証株価指数）をベンチマークとし、これを安定的に上回る投資成果を目指します。
- ③ 株式の銘柄選定ならびにポートフォリオの構築にあたっては、当社独自のクオンツモデルに基づく定量分析およびポートフォリオ・マネジャーによる定性評価をもちいて行います。
- ④ 組入銘柄は適宜見直しを行います。
- ⑤ 株式の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑨ 非株式割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑩ 資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑦ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。

明治安田日本債券ポートフォリオ・マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

邦貨建ての国債、政府保証債、地方債、利付金融債、社債等を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 「NOMURA-BPI 総合」をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社による A 格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ マクロ経済分析をベースとした金利の方向性予測等に基づき、市況動向やリスク分散等をも勘案して、デュレーションの調整、イールドカーブポジショニングのコントロールを行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。
- ⑧ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)ならびに金利先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ デリバティブ取引(法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。)は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ (削除)
- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ (削除)

明治安田外国株式ポートフォリオ・マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 13 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① MSCI-KOKUSAI（円換算値）をベンチマークとし、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。
- ② 潜在的に高い成長分野、差別化された商品・サービス、健全なバランスシートを持つ質の高い成長株への投資を行うボトムアップ型運用を行います。変動性が高く予想が困難な成長より、相対的に低くとも着実に持続的な成長を高く評価します。
- ③ 成長性、クオリティ、バリュエーションの基準によって発掘された投資候補銘柄に対して運用チーム内で十分な意見交換をし、投資テーマ、リスク、確信度などを確認した後に、組入れの可否とウェイトを決定します。ポートフォリオは個別銘柄の積み上げによって構築され、事後的に業種構成比や地域構成比を確認します。
- ④ 削除
- ⑤ 削除
- ⑥ 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 20%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ 信用取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑨ 削除
- ⑩ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 削除

## 明治安田外国債券ポートフォリオ・マザーファンド 運用の基本方針

約款第13条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

世界各国（日本を除く）の国債、国際機関債、社債等を主要投資対象とします。

#### (2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとしてこれを中長期的に上回る投資成果を目指します。
- ② 信用リスクの低減を図るため、原則として取得時に信用ある格付会社によるA格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ③ 運用にあたっては、当社の投資プロセスでポートフォリオの構築、リスク管理を行います。
- ④ 債券市場は、長期的には経済のファンダメンタルズによって変動するという考えを基本としファンダメンタルズ分析を重視したアクティブ運用を行います。
- ⑤ 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、国別・通貨別配分比率およびデュレーションの調整を行います。
- ⑥ 公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑦ 組入外貨建資産の為替変動リスクに対するヘッジは原則として行いません。
- ⑧ 外国為替予約取引を行います。
- ⑨ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑩ 信託財産に属する資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引ならびに為替先渡取引を行うことができます。
- ⑪ 信託財産の効率的な運用等に資するため、有価証券の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- ⑧ (削除)

- ⑨ 有価証券の貸付けおよび資金の借入れは、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ (削除)

明治安田外国債券マザーファンド（為替ヘッジ型）  
運用の基本方針

約款第15条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）を中長期的に上回る運用成果を目指します。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主としてベンチマークを構成する日本を除く先進主要各国の公社債を中心に投資します。なお、ベンチマーク構成国の事業債等に投資する場合があります。

(2) 投資態度

- ① FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとして、これを中長期的に上回る運用成果をめざします。
- ② 各国の政治、経済動向の変化や市況動向、リスク分散等を勘案して、日本を除く先進主要各国の公社債を中心に分散投資を行います。
- ③ 信用リスクの低減を図るため、組入れ債券の格付けは原則として取得時に信用ある格付会社によるBBB格相当以上の格付けを有する公社債およびそれと同等の信用度を有すると判断した公社債に投資します。
- ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑤ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- ⑥ 信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付けおよび資金の借入れを行うことができます。
- ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、行使により取得した株券、新株引受権証券および新株予約権証券の権利行使により取得した株券、社債権者割当または株主割当により取得した株券および優先株券に限るものとし、株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑦ 投資信託証券（上場投資信託を除きます）への投資割合は、資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑧ 外国為替予約取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑨ 有価証券先物取引等は、約款所定の範囲で行います。
- ⑩ スワップ取引は、約款所定の範囲で行います。
- ⑪ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款所定の範囲で行います。

親投資信託  
明治安田マネープール・マザーファンド  
運用の基本方針

約款第 15 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次のとおりとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびに CD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債、社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券、CD、CPを主要投資対象とします。
- ② ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資割合は、純資産総額の10%以下とします。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資は行いません。
- ⑦ デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。